

ITU ジャーナル 7

Journal of the ITU Association of Japan
July 2026 Vol.56 No.7

特集

携帯電話の非常時ローミング 非常時事業者間ローミングについて 「JAPANローミング™」について

ITUホットライン

アジア太平洋地域における災害に強いデジタルインフラの支援
WSIS成果に係る総括レビュー (WSIS+20レビュー) ハイレベル会合報告

スポットライト

WRC-27議題1.7に関するITU-R WP5Dにおける検討状況について

会合報告

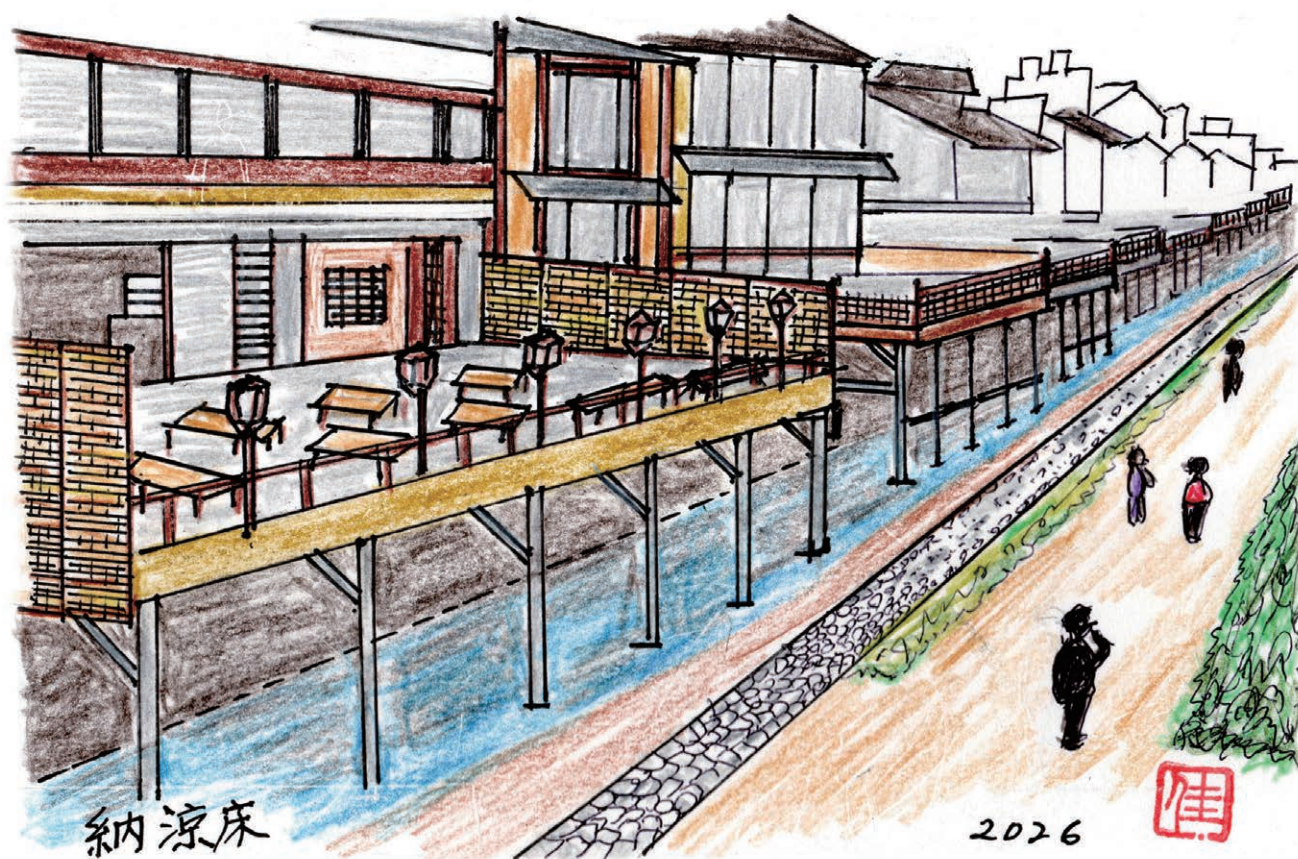
ITU-R: 無線通信アドバイザリーグループ

SG5 (地上業務)

SG7 (科学業務)

ITU-D: 電気通信開発アドバイザリーグループ

APT: PP準備会合



特集

携帯電話の非常時ローミング

非常時事業者間ローミングについて

総務省 総合通信基盤局 電気通信事業部 電気通信技術システム課

3

「JAPANローミング™」について

一般社団法人 電気通信事業者協会 吉川 智之

7

ITU
ホット
ライン

アジア太平洋地域における災害に強いデジタルインフラの支援

国際電気通信連合(ITU) Dr. Cosmas Luckyson Zavazava

12

WSIS成果に係る総括レビュー(WSIS+20レビュー)ハイレベル会合報告

総務省 国際戦略局 国際戦略課 国際機関室 浅川 拓輝

14

スポット
ライト

WRC-27議題1.7に関するITU-R WP5Dにおける検討状況について

株式会社NTTドコモ 立木 将義

18

会合報告

無線通信アドバイザーグループ(RAG)第33回会合結果概要

総務省 総合通信基盤局 電波部 電波政策課 国際周波数政策室 青野 海豊

22

ITU-R SG5及びWP5A、5B、5C会合結果

総務省 新世代移動通信システム推進室 基幹・衛星移動通信課 基幹通信室

27

ITU-R SG7(科学業務)関連会合報告

総務省 総合通信基盤局 電波部 基幹・衛星移動通信課 国際係長 飯塚 悠太

31

第33回ITU-D電気通信開発諮問委員会(TDAG-26)結果概要

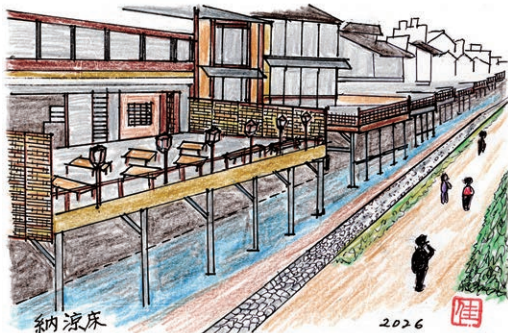
総務省 国際戦略局 国際戦略課 国際機関室 鈴木 勝裕

35

APT PP26-2及びAPT PP26-3の結果概要

総務省 国際戦略局 国際戦略課 国際機関室 佐藤 多恵

38



【表紙の絵】

IEEE Fellow 池田佳和

●鴨川納涼床(京都市中京区)
鴨川右岸の二条大橋から五条大橋の間には毎年5月から10月中旬まで、鴨川から分流した「みそそぎ川」の上に川床が設置される。冷房装置がなかった時代に、夏の夜に川の涼風を受けながら飲食を楽しむ風習が始まった。鴨川と東山の風景が目前に広がり京情緒を堪能することができる。

免責事項
本誌に掲載された記事は著者等の見解であり、必ずしも当協会の見解を示すものではありません。

本誌掲載の記事・写真・図表等は著作権の対象となっており、日本の著作権法並びに国際条約により保護されています。これらの無断複製・転載を禁じます。



ITU (International Telecommunication Union 国際電気通信連合) は、1865年に創設された、最も古い政府機関です。1947年に国際連合の専門機関になりました。現在加盟国数は193か国で、本部はジュネーブにあります。ITUは、世界の電気通信計画や制度、通信機器、システム運用の標準化、電気通信サービスの運用や計画に必要な情報の収集調整周知そして電気通信インフラストラクチャの開発の推進と貢献を目的とした活動を行っています。日本ITU協会 (ITUAJ) はITU活動に関して、日本と世界を結ぶ架け橋として1971年9月1日に郵政大臣の認可を得て設立されました。さらに、世界通信開発機構 (WORC-J) と合併して、1992年4月1日に新日本ITU協会と改称しました。その後、2000年2月15日に日本ITU協会と名称が変更されました。また、2011年4月1日に一般財団法人へと移行しました。

非常時事業者間ローミングについて

総務省 総合通信基盤局 電気通信事業部 電気通信技術システム課

1. まえがき

携帯電話サービスは、国民生活や経済活動に不可欠なライフラインであり、災害発生時や通信障害等の非常時においても、継続的に通信サービスを利用できる環境を整備することが重要である。特に、緊急通報については、約6割が携帯電話による発信となっており、その重要性は一層高まっている。「非常時事業者間ローミング」は、大規模災害や通信障害が発生し、ある携帯電話事業者のネットワークが利用できなくなった場合に、他の携帯電話事業者のネットワークを一時的に利用して、音声通話等の通信を可能にする仕組みである。2026年4月1日より、国内携帯電話事業者（株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社／沖縄セルラー電話株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社）は、「JAPANローミング™」*として「非常時事業者間ローミング」のサービスを開始している。



■ 図1. 非常時事業者間ローミングのイメージ

2. 検討の経緯

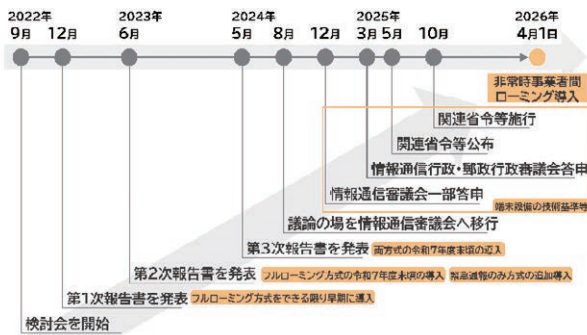
総務省では、2022年9月から「非常時における事業者間ローミング等に関する検討会」（以下、検討会）を開催し、非常時における通信手段の確保に向けて、携帯電話の事業者間ローミングを始め、Wi-Fiの活用などの幅広い方策について検討を行ってきた。検討会では、緊急通報をはじめ一般の通話やデータ通信、緊急通報受理機関からの呼び返しが可能なフルローミング方式による非常時事業者間ロー

ミングをできる限り早期に導入すること、救済事業者の設備容量の逼迫が起きない範囲で運用すること、MVNO（Mobile Virtual Network Operator：仮想移動通信事業者）の利用者に対してもローミングサービスを同様に提供することなどを基本方針とした第1次報告書を同年12月に取りまとめ、公表した。

また、検討会において、コアネットワークに障害が発生した場合においても緊急通報の発信ができるローミング方式（緊急通報のみ方式）を、フルローミング方式と併せて導入する方針を2023年6月に第2次報告書として取りまとめた。さらに、2024年5月には、非常時事業者間ローミングの基本的な考え方及び両方式ともに2025年度末ごろの導入を目指すスケジュールについて第3次報告書に取りまとめた。その中で、ローミングの開始時及び終了時の携帯電話事業者間のネットワークの切替えに関して、利用者の設定操作を簡略化する方策を検討した。第2次報告書においては、ローミング用に共通のPLMN番号（Public Land Mobile Network：電気通信事業者の識別番号）を新たに設定する方式が提案されていた。しかし、その後の検討により、当該方式を採用した場合、利用者に不利益が生じ得るケースが明らかとなった。このため、第3次報告書では、非常時事業者間ローミングにおいては、各携帯電話事業者の救済用ネットワークに異なるPLMN番号を設定することが適当とされた。

加えて、非常時事業者間ローミングの実現に向け、事業用電気通信設備と端末設備の制度的対応についても検討した。2024年8月には、検討結果に基づく技術基準の整備など、政策決定に係る議論が深まっていくことが予想されたことを受け、情報通信審議会情報通信技術分科会IPネットワーク設備委員会の下に「非常時における事業者間ローミング等に関する検討作業班」を設置し、議論の場を情報通信審議会に移行し、端末設備の技術基準等について検討を行った。最終的に、端末設備の技術基準等に係る改正省令・告示は2025年5月に公布され、同年10月に施行された。

* 「JAPANローミング™」は一般社団法人電気通信事業者協会（TCA）による商標です。



■図2. 非常時事業者間ローミング導入までの取組み

3. フルローミング方式、緊急通報のみ方式の概要

非常時事業者間ローミングには、フルローミング方式と緊急通報のみ方式の2つのサービス提供方式がある。

フルローミング方式によるサービス提供時には、データ通信（送受信最大300kbps）、SMS（Short Message Service）、音声通話（緊急通報含む）が利用できる。緊急通報においては、緊急通報受理機関の指令台に発信者の電話番号が表示され、緊急通報受理機関は、その電話番号に対して呼び返しが可能である。

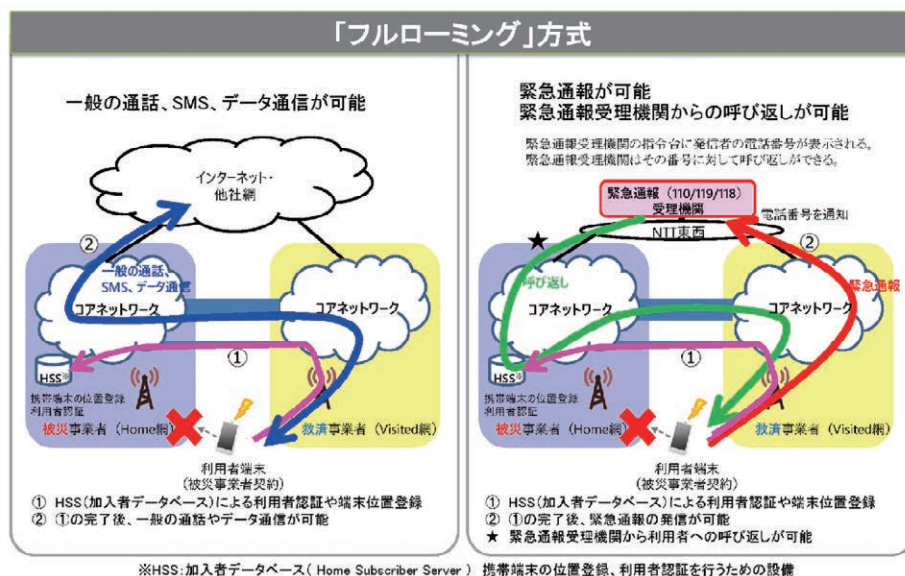
一方、コアネットワークに障害が発生した場合には、フルローミング方式によるサービス提供は困難である。このような状況においても、事件・事故・急病等に遭遇した利用者が緊急通報を確実に発信できるようにすることが強く望まれる。そこで、一定の制約はあるものの、コアネットワー

クの障害発生部位によっては、利用者にとって携帯電話端末から緊急通報を発信できる唯一の手段となり得ることを踏まえ、緊急通報の発信のみを可能とするサービス提供方式について検討が行われた。これが緊急通報のみ方式である。非常時において、データ通信、SMS、音声通話が利用できない場合であっても、緊急通報のみ方式によるサービス提供時には、緊急通報のみ利用できる場合がある。ただし、緊急通報受理機関からの呼び返しはできない。

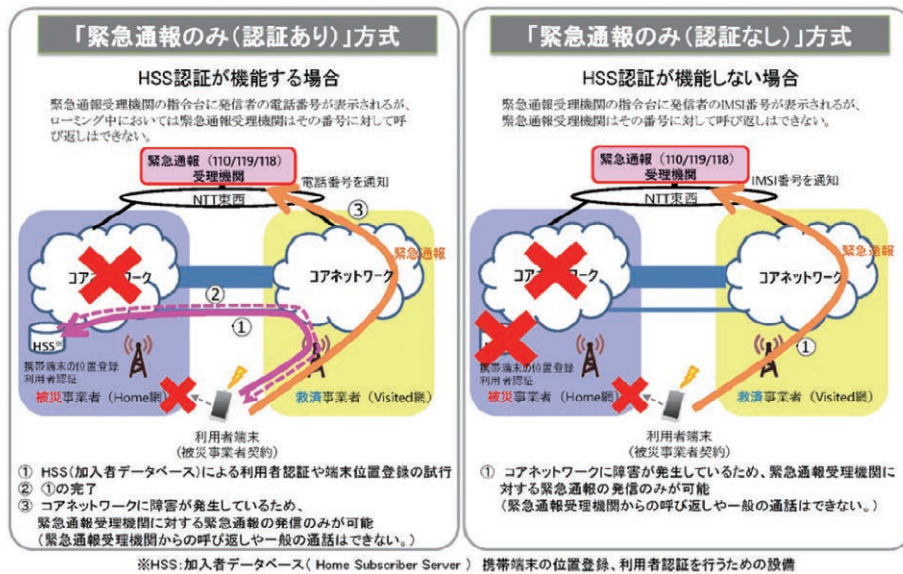
さらに、緊急通報のみ方式では、HSS（Home Subscriber Server：携帯電話端末の位置登録及び利用者認証を行うための加入者データベース）での認証が機能する場合（認証あり）と機能しない場合（認証なし）が想定される。認証ありの場合には、緊急通報受理機関の指令台に発信者の電話番号が表示される。（ただし、その電話番号に対する呼び返しはできない。）一方、認証なしの場合には、発信者のIMSI（International Mobile Subscriber Identity）番号（利用者識別番号）が通知される。

なお、非常時事業者間ローミングは、救済事業者の設備容量の逼迫が起きない範囲で運用する。したがって、救済事業者のユーザーの通信容量を確保した上で、被災事業者のユーザーを受け入れるため、必ずしもすべてのユーザーの通信を保証するものではない。

また、MVNOの利用者についても、SMS、音声通話（緊急通報含む）が利用できる。ただし、データ通信については一部のMVNOと契約している利用者だけに限定される。



■図3. フルローミング方式の概要



■ 図4. 緊急通報のみ方式の概要

4. 非常時事業者間ローミングに係る制度整備

総務省では、非常時事業者間ローミングを推進するための関連法令の整備として、端末設備等規則及び関係告示と事業用電気通信設備規則の改正を実施した。これらの改正省令・告示は2025年5月29日に公布、同年10月1日に施行された。

4.1 端末設備等規則等の改正

非常時事業者間ローミングに対応するための端末設備に対する追加機能要件として、

- ・非常時事業者間ローミングの機能として欠かせないものであること

- ・事業用電気通信設備の機能に支障を与えないようにするものであること（救済網への過大な負荷を与えるものではないこと）

の観点から検討した結果、次の9つの追加機能要件を定め、2024年8月から、情報通信審議会情報通信技術分科会IPネットワーク設備委員会において、端末設備の技術基準等を審議し、2024年12月に、情報通信審議会一部答申（端末設備の技術基準等）を得た。これら9つの機能について、スマートフォン等のVoLTE（Voice over LTE）端末（インターネットプロトコル移動電話端末）及びLTEを用いるデータ通信端末に具備を求める（データ通信端末については一部の機能に限る。）ため端末設備等規則等を改正した。

■ 表. 非常時事業者間ローミングに対応するための端末設備に対する追加機能要件

	機能名	機能の概要	対象方式
#1	Emergency Attach	位置登録がなされていない状態において、救済網経由で緊急呼発信をできるようにする機能	緊急通報のみ
#2	IMSI送信	緊急呼発信時にIMSIを送信する機能	緊急通報のみ
#3	緊急呼発信時のHome網へのAttach	緊急呼終了時に自網に復帰する機能	緊急通報のみ
#4	Non-detectable/detectable緊急呼	184等のプレフィクスがついた場合でもローカルブレイクアウトによる緊急呼発信をできるようにする機能	フルローミング
#5	CellReserved	平常時に救済網に接続しないようにする機能	フルローミング 緊急通報のみ
#6	ACB per PLMN	救済網に過剰な負荷を与えないように在圏を制御する機能	フルローミング
#7	SSAC per PLMN	救済網に過剰な負荷を与えないようにサービスごとに接続を制御する機能	フルローミング
#8	事業者表示	救済網に在圏していることを表示し選択できるようにする機能	フルローミング 緊急通報のみ
#9	過度な再送抑制	救済網に対して過剰な負荷を与えないようにする機能	フルローミング

4.2 対象端末、例外規定及び経過措置等

スマートフォン等のVoLTE端末及びモバイルルーター等のLTEを用いるデータ通信端末については、音声・データともに、2025年10月1日（施行日）以降に技術基準適合認定等を取得する場合において、新しい技術基準が適用され、ローミング機能への対応が必要となる。ただし、以下のとおり、適用除外となる端末、経過措置（2年間の適用除外）が設けられる端末がある。また、従来のスマートフォンは、そのまま使い続けることができる（図5）。

4.3 事業用電気通信設備規則の改正

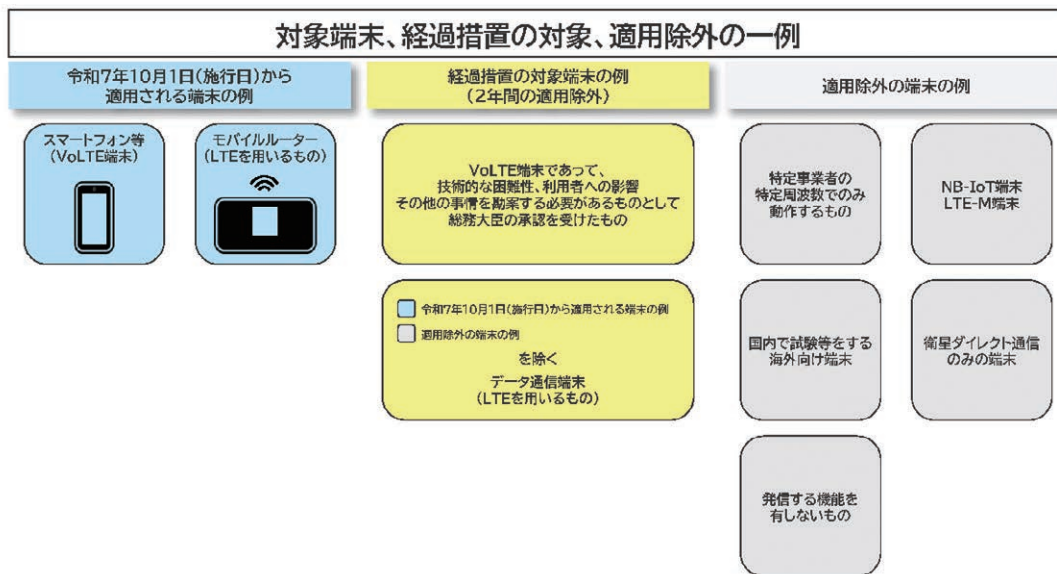
非常時事業者間ローミングの実現に向けた検討を行う中で、事業用電気通信設備については、非常時事業者間ローミングを実施する場合、携帯電話事業者が事業用電気通信設備規則に定める緊急通報に係る技術基準を一時的に遵守できない場合があり得ることが判明した。そこで、そのような状況を制度として想定する方向で検討を進め、非常時事業者間ローミングを実施するに当たって、緊急通報に関し、技術的にやむを得ない制約による下記の挙動を許

容するため、事業用電気通信設備規則を改正した。（同規則第35条の20の改正）

- ・緊急通報時に、電気通信番号（電話番号又はIMSI番号）と位置情報を送信できない場合がある。（同規則第35条の6第2号関係）
- ・緊急通報受理機関（警察、海上保安庁、消防）からの呼び返しができない場合がある。（同条第3号関係）

5. むすび

本稿では、非常時事業者間ローミングについて、その概要と検討の背景及び制度整備について紹介した。非常時事業者間ローミングの実現に向けた検討は、これまで多くの技術的な課題に直面しながらも、携帯電話事業者、端末ベンダー、チップベンダー等の多くの関係者の調整により解決策を見出してきた。今後、非常時事業者間ローミングが十分に活用されるとともに、非常時事業者間ローミング以外の通信手段の活用も含め、非常時の通信手段の確保に向けた環境整備及び関係事業者間の協力の一層の進展が期待される。



■ 図5. 対象端末、経過措置の対象、適用除外の一例



「JAPANローミング™」について

一般社団法人 電気通信事業者協会 企画部長

よしかわ ともゆき
吉川 智之



1. はじめに

一般社団法人電気通信事業者協会（略称はTCA）は、電気通信事業者に共通する課題への対処を通じて、電気通信事業の健全な発達及び国民の利便性向上に資することを目的として、1987年に設立された。協会では、会員電気通信事業者の実務担当者などを構成メンバとする委員会や検討ワーキンググループ等の体制を組織し、共通または相互に関係がある課題への対処等について事業者間で協議を行っている。

こうした協議の体制を基盤として、協会は、総務省における議論に参画し、その検討を推進してきた。その成果として、株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社、沖縄セルラー電話株式会社、ソフトバンク株式会社及び楽天モバイル株式会社の携帯電話事業者5社は、大規模災害や通信障害が発生し、ある携帯電話事業者のネットワークが利用できなくなった場合に、5社間で相互にネットワークを提供する事業者間ローミングサービスである「JAPANローミング™」*1を、2026年4月1日より開始するに至った。

本稿では、「JAPANローミング™」に関する技術資料などの参照先と技術的な側面の解説、そしてロゴ等の入手方法などについて紹介する。

2. 「JAPANローミング™」に係る技術資料等について

「JAPANローミング™」に係る網側及び端末側の技術資料について以下に示す。特に「非常時における携帯電話サービスの事業者間ローミング等に関する電気通信設備に係る技術的条件」について、総務省 IPネットワーク設備委員会において令和6（2024）年8月から同年12月にかけて検討を行った結果を取りまとめた以下の一部答申が有用*2である。（以下資料名等にリンクを付けたので参照されたい。）

- 「ネットワークのIP化に対応した電気通信設備に係る技術的条件」に関する情報通信審議会からの一部答申（令和6年12月17日）

当該一部答申を基として、令和7（2025）年3月に、端末設備の技術基準等に係る省令改正案について情報通信行政・郵政行政審議会にて答申を受け、以下のとおり省令・告示が公布された。

[省令（令和7年5月29日）]

- 事業用電気通信設備規則及び端末設備等規則の一部を改正する省令（令和7年総務省令第54号）
（概要へのリンク、省令へのリンク）
（公布日）：令和7年5月29日
（施行日）：附則第4条を除き、令和7年10月1日（附則第4条：公布の日）

[告示（令和7年5月29日）]

- 端末機器の技術基準適合認定等に関する試験方法を定める件の一部を改正する件（令和7年総務省告示第174号）
- 固定電話端末及び専用通信回線設備等端末の電気的条件等を定める件の一部を改正する件（令和7年総務省告示第175号）
- 端末設備等規則の規定によることが著しく不合理なインターネットプロトコル移動電話端末等及びその条件等を定める件の一部を改正する件（令和7年総務省告示第176号）
- インターネットプロトコル移動電話端末又は自営電気通信設備であって、インターネットプロトコル移動電話用設備に接続されるものの非常時事業者間ローミングに係る機能を定める件（令和7年総務省告示第177号）
（公布日）：令和7年5月29日
（施行日）：令和7年10月1日

また、「JAPANローミング™」に関する機能に係る認定等の対象範囲や審査方法等の運用について、関係者（登録認定機関、端末機器 メーカー等）間の認識の共通化の観点から、総務省によりガイドラインが作成されており、前述

*1 「JAPANローミング™」は一般社団法人電気通信事業者協会（TCA）による商標です。

*2 各資料は検討当時の取りまとめであり、最新の情報などはTCAホームページ等を参照されたい。

の一部答申と、省令・告示の対応関係などを含め以下に詳述されている。

- 電気通信事業法に基づく端末機器の基準認証に関するガイドライン（第3版）
（ガイドラインの公表（令和7年10月1日））

なお、これら制度整備については、以下の資料にも解説があるので併せて参照されたい。

- 総務省 IPネットワーク設備委員会
非常時における事業者間ローミング等に関する検討作業班（第4回）配布資料（資料作4-3）

3. 「JAPANローミング™」の提供動作について

「JAPANローミング™」では、障害の状況によって「フルローミング方式」「緊急通報のみ方式」の2方式から、提供方式が選択される。本章では、それぞれの方式について解説する。

3.1 通信障害の発生から救済申込、提供方式の確認と救済網の提供開始

自然災害や通信事故等の非常時、被災事業者は被災状況を把握したあと、救済事業者各社に「JAPANローミング™」による救済網の提供を求め協議し、提供方式や提供エリアの調整等が行われる。救済事業者各社は自社の契約者に影響が起きない範囲で、「JAPANローミング™」による救済網の提供を原則応諾する。

3.2 フルローミング方式による救済網の提供

フルローミング方式による救済の場合、被災事業者のコアネットワークに支障が出ていない場合であり、「一般音声呼」、 「緊急呼」、 「データ」、 「SMS」 が提供される。

フルローミング方式による接続アーキテクチャについて、以下に図示する（図1）。

端末が接続する事業者網は、PLMN（Public Land Mobile Network）番号で区別される。PLMN番号は、通信事業者の提供する網そのものの識別番号であり、MCC（Mobile Country Code：国番号（日本は440/441））と、MNC（Mobile Network Code：国内の通信事業者網を表す番号）をつなげた5桁（もしくは6桁）の数値で示される。

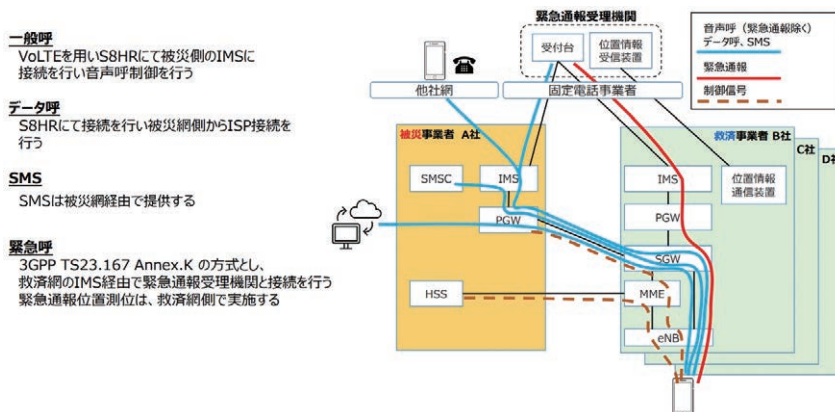
「JAPANローミング™」の提供時に、救済事業者のHPLMN（Home PLMN）は、他社SIMで接続規制（forbidden設定）されている可能性が高く、接続できないと想定されること及び自社ユーザ（救済事業者ユーザ）と他社ユーザ（被災事業者ユーザ）を区別して規制できないことから、「JAPANローミング™」のためにPLMN番号を各社1つずつ新規取得することとなった。以下に救済網のPLMN番号の割当てを示す（表）。

■表. 救済網のPLMN番号の割当て

PLMN番号	割当事業者	事業者名表示	
		10文字表示を使用する場合	8文字表示を使用する場合（※画面が小さい端末等）
44091	株式会社NTTドコモ	JPN-ROAM D	JpnRoamD
44092	KDDI株式会社	JPN-ROAM K	JpnRoamK
44093	ソフトバンク株式会社	JPN-ROAM S	JpnRoamS
44094	楽天モバイル株式会社	JPN-ROAM R	JpnRoamR

総務省 電気通信番号指定状況に加筆：
https://www.soumu.go.jp/main_content/000749615.pdf

さて、フルローミング方式にて救済網が提供されると、対象エリア内の基地局からブロードキャストされるSIB1（System Information Block Type 1）情報で、救済網のPLMN番



■図1. 接続アーキテクチャ（フルローミング） [一部答申（令和6年12月17日）資料より、修正抜粋]



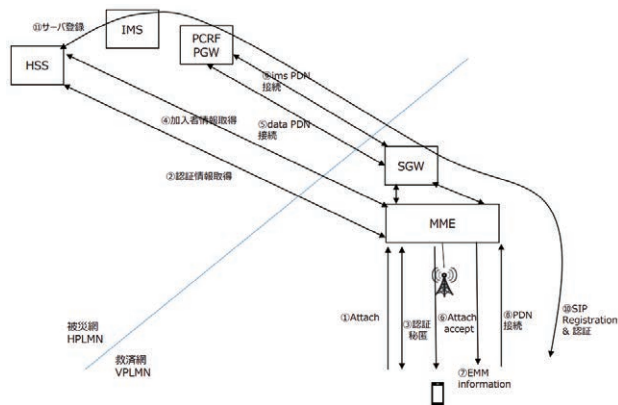
号が報知され、同じくcellReservedForOperatorUseがnotReservedと設定されることで、救済対象となる他事業者の端末が接続可能となる。

3.3 フルローミング方式の提供時の端末の接続

端末は、被災事業者で障害が発生し、被災事業者のHPLMNへの接続が切れると、接続可能なPLMNの検索が繰り返されている状態になっていると想定される。ここで、端末でデータローミングが機能する設定となっていれば、「JAPANローミング™」の救済網のPLMNを発見し接続を試みると想定される。

端末が救済網に接続し、データ通信用のPDN (Packet Data Network) が救済網と被災網間のS8インタフェースを通じて被災網のPGW (Packet Data Network Gateway) に接続 (図2の⑤) できると、データ通信のローミング利用が可能な状態となる。これは、救済網をVPLMN (Visited PLMN) とし、被災網をHPLMNとする3GPPによるローミング接続の動作である。

なお、現状ではデータ通信の通信速度は送受信最大300kbpsに制限される。



■ 図2. フルローミング方式 [一部答申 (令和6年12月17日) 資料より、抜粋]

さて、一般音声呼についても、端末が救済網に接続し、端末の在圏管理情報が被災網側のHSS (Home Subscriber Server) に登録 (図2) されると、一般音声呼のローミング利用が可能な状態となる。緊急呼以外の一般音声呼については、被災網のIMSを通じて発着信され、発信時の発信者番号も通知可能である。ただし、「JAPANローミング™」による救済中は、救済網のエリア情報を適切な接続先へ変換できないため、現状ではサービスダイヤル (0120/0800/0570等)、短縮ダイヤル (#7119、#9110等) へ発信

できない。

なお、SMSについても、被災網経由で提供される。

3.4 フルローミング方式による緊急呼の発信

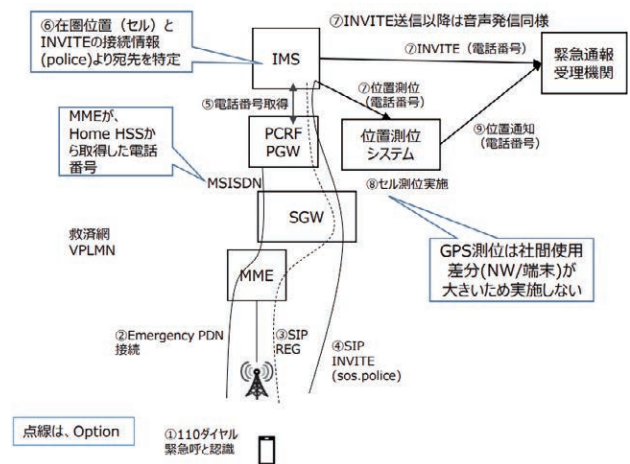
次に緊急呼の発信動作について説明する。緊急呼は、フルローミング方式で接続した状態 (PLMNにAttach済) では、detectable緊急呼、non-detectable緊急呼の2パターンがある。

detectable緊急呼とは、端末がダイヤル時に緊急呼と認識する緊急呼、non-detectable緊急呼とは、端末がダイヤル時に緊急呼と認識できない緊急呼である。端末がダイヤル時に緊急呼と識別するための情報源は、ENL (Emergency Number List) であり、PLMNにAttach状態でNASシグナリングにより通知される。「JAPANローミング™」では各社の救済網のPLMNにAttachすると、110 (警察)/119 (消防)/118 (海上保安庁) が通知され端末に記憶される。端末では、当該番号を緊急呼用の番号として保持し識別し緊急呼と認識する。

(1) detectable緊急呼

ローミング接続時の緊急呼は、ローカルブレイクアウト (LBO) となっており、救済網のみで緊急通報受理機関への接続が可能な3GPP TS23.167 Annex.K記載の方式を採用する。

detectable緊急呼の発信時 (図3の①) に、端末は救済網のPLMNでEmergency PDNに接続 (図3の②) し、救済網のIMSを通じて緊急通報受理機関へ接続 (図3の④⑦) する。



■ 図3. detectable緊急呼 [一部答申 (令和6年12月17日) 資料より、抜粋]

(2) non-detectable緊急呼

non-detectable緊急呼でも、最終的には、端末が発信を緊急呼と認識して、ローカルブレイクアウトで、救済網から緊急通報受理機関へ接続する。ただし、non-detectable緊急呼の語が示すように、緊急呼と識別するための情報源であるENLで通知されない184110などの番号は、端末がダイヤル時に緊急呼と認識できない。そのため、一旦は一般音声呼として、被災網のIMSに対して発信（図4の②）した後、リダイレクション指示（図4の③④）により、改めて端末は緊急呼として認識して再発信（図4の⑤⑧）する。この再発信はdetectable緊急呼と同じ動作となる。

これら、(1) detectable緊急呼でも、(2) non-detectable緊急呼でも、緊急通報受理機関から発信端末の電話番号を呼び出す場合には、一般音声呼の着信と同様に被災網を経由することになる。そのため、以下に説明する緊急通報のみ方式の提供時は、被災事業者のコアネットワークに支障があることが前提のため、呼び返しができない。

3.5 緊急通報のみ方式による救済の提供と緊急呼の発信

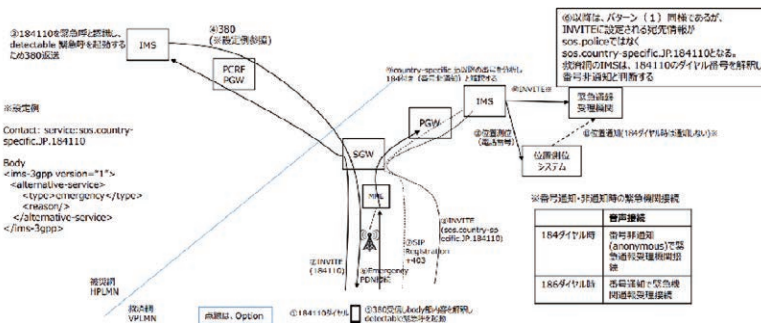
緊急通報のみ方式による救済の場合、被災事業者の

コアネットワークに支障が出ている場合であり、「緊急呼」のみが提供される。

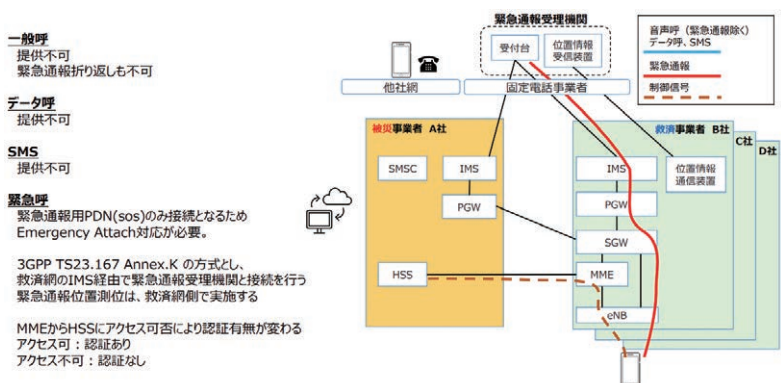
緊急通報のみ方式による接続アーキテクチャについて、以下に図示する（図5）。

緊急通報のみ方式による救済時は、端末はローミング接続のためのPLMNへのNormal Attachはできない。端末が非Attach状態で緊急呼発信を行う場合、対象エリア内の基地局からブロードキャストされるSIB1情報で、imsEmergencySupport-r9が有効であれば、当該基地局のPLMNにEmergency Attachを行い、緊急呼を発信する。Emergency Attach確立後の動作は、フルローミング方式のdetectable緊急呼と同じ動作となり、ローカルブレイクアウトで、緊急通報受理機関へ接続する。

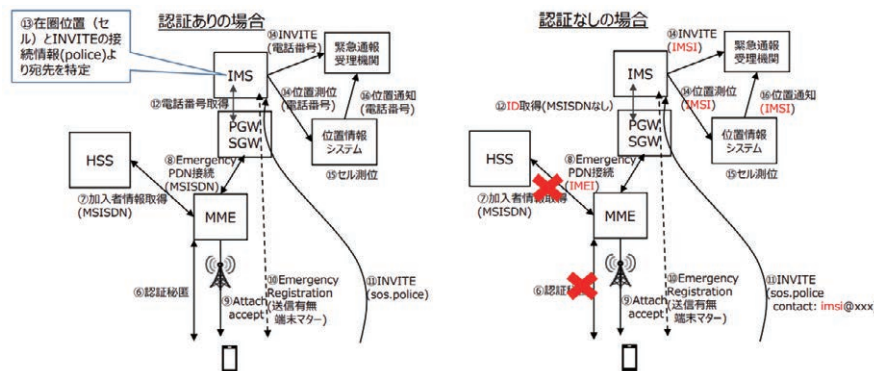
この時、「JAPANローミング™」では、被災網のHSSとの間で認証できる場合（認証ありの場合）と、認証できない場合（認証なしの場合）が存在する（図6）。認証ありの場合は、端末の電話番号を緊急通報受理機関に通知可能であるが、認証なしの場合は、電話番号の通知ができないため、IMSI (International Mobile Subscriber Identity) 番号を通知するなど代替する。



■ 図4. non-detectable緊急呼 [一部答申（令和6年12月17日）資料より、抜粋]



■ 図5. 接続アーキテクチャ（緊急通報のみ方式） [一部答申（令和6年12月17日）資料より、抜粋]



■図6. 認証有り無し緊急呼【一部答申（令和6年12月17日）資料より、抜粋】

4. 「JAPANローミング™」の商標、ロゴ、チラシ、紹介動画などについて

さて、これまでの説明とは話題を変えて、「JAPANローミング™」の商標、ロゴ、チラシ、紹介動画などについて、紹介する。



■図7. 「JAPANローミング」ロゴ

「JAPANローミング™」の商標、ロゴ、については、関係する事業者等で共通に利用を図るため、TCAの帰属としている。いずれも、各MNO/MVNO、端末ベンダー、報道機関、その他関連する第三者にて利用することができ、TCAのホームページに使用に関して記載している。特にロゴについては、TCAに電子メールにて問い合わせ、ロゴの使用マニュアル及びロゴの画像ファイルを入手し利用することができる。

また、「JAPANローミング™」の利用方法について概説したチラシも、同じくTCAのホームページから入手可能で、

チラシの再配布等も「チラシ利用ガイド」に基づき可能となっている。

更に加えて、「JAPANローミング™」の紹介動画も以下リンクにて公開しており、利用可能である。

- TCAホームページ：<https://www.tca.or.jp/information/japan-roaming.html>
- 「JAPANローミング™」の紹介動画：https://youtu.be/zsneKf80S_w

5. むすび

本稿では、「JAPANローミング™」について、技術的な側面を含めて紹介した。「JAPANローミング™」は、大規模災害時や通信設備の重大な障害発生時など、通常時とは異なる非常時において提供されるサービスである。大規模災害の発生時には、その障害の規模や障害の内容によっては、救済事業者側でも障害が発生していることも想定される。そのような状況下においても可能な限り相互に通信を確保し、国民生活及び経済活動を支えることが極めて重要であるとの共通認識の下、各電気通信事業者間で相互に協力して通信の確保に取り組むという目標を共有し、「JAPANローミング™」のサービス開始に結び付けた。

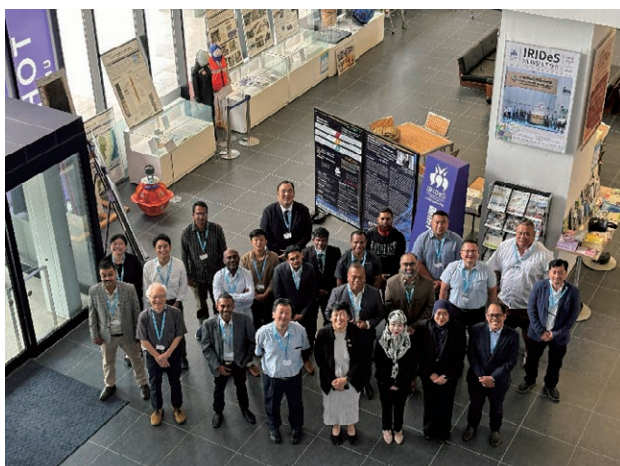
本取り組みは、協会の会員電気通信事業者間での真摯で深い議論、そして総務省をはじめとする関係機関、各種の事業者等との連携に支えられた成果であり、数多の関係者各位の尽力に敬意を表したい。

アジア太平洋地域における災害に強いデジタルインフラの支援

国際電気通信連合 (ITU) 電気通信開発部長 Dr. Cosmas Luckyson Zavazava



アジア太平洋地域のように災害リスクの高い地域では、人命を守るための警報を迅速に届けるために強靱なデジタルインフラが不可欠である。この課題を中心テーマとして、2025年9月、国際電気通信連合 (ITU) と東北大学災害科学国際研究所 (IRIDeS) は、日本の総務省の支援の下、仙台において「効果的な早期警報伝達のための強靱なインフラに関する地域ワークショップ」を開催した。



■ 東北大学災害科学国際研究所 (IRIDeS) での参加者

開催地の仙台は、2011年の東日本大震災と津波で甚大な被害を受けた都市の1つであり、防災・減災の観点から深い意義を持つ都市である。技術、政策、備えがどのように現実のレジリエンス (強靱性) に結び付くのかを考える上で、極めて象徴的な開催地となった。

本ワークショップには、アジア太平洋地域各国から、政策立案者、規制当局、防災機関、通信事業者、技術専門家が参加した。議論では、安定していて、トラブルに強く、異なるシステムとも連携できるICTネットワークが、早期警報システムをどのように支えているかに焦点が当てられた。さらに、日本の経験が総務省とITUの間で長年続く連携を通じて、アジア太平洋地域で災害に強いデジタルインフラの構築に活かされているとも示された。

日本の取組みは、実践的なモデルとして紹介された。Jアラートシステムは、衛星と地上の通信網を使い、テレビや

携帯電話など複数のチャネルを通じて、人の手を介さず勤務時間外でも直接国民に警報を届けられる仕組みであることを示した。また、津波の被害の大きさまで予測する「インパクトベース予報」などの進展により、警報は単なる注意喚起にとどまらず、緊急時に具体的な行動につながる情報へと進化していることも示された。

こうした運用上の知見は、総務省とITUの長年にわたる連携を通じて、アジア太平洋地域への協力を反映されている。この協力により、政策枠組みや制度的能力、さらには各国の強靱なICTインフラと早期警報通信の整備能力が強化され、「Early Warnings for All」という国際的な取組みに直接貢献している。

早期警報システムは、災害の兆しを監視する仕組み、リスクを分析する仕組み、情報を伝える通信ネットワーク、そして人々の事前の備えが組み合わせられ、危険な状況にある人にタイムリーかつ分かりやすく警報を届ける仕組みである。このワークショップでは特に、警報が確実に、素早く、誰一人取り残さずに届くことの重要性が強調された。

この実現に向けた重要な手段として、セルブロードキャストが取り上げられた。SMSと異なり、セルブロードキャストは通信回線が混雑している場合でも、近くの基地局に接続しているすべての携帯電話に対して、特定地域向けの警報を同時に送ることができる。参加者からは、その効果的な導入には適切な政策面・規制面の支援が不可欠であると指摘があった。

実地研修や現地視察では、参加者は防災・減災の取組みを実際に観察した。視察先には、情報通信研究機構 (NICT)、仙台にあるNTTドコモの災害復旧施設、海岸沿いでのドローンを活用した早期警報の実演、そして2011年の津波の記憶を伝える場として保存されている荒浜小学校が含まれた。

参加者は一貫して、1つの技術だけではすべてをカバーすることはできないと強調した。各国は、携帯電話網、放送、衛星システム、地域コミュニティの仕組みなどを組み合わせたハイブリッドなアプローチの重要性に加え、強固な政策的裏付け、アジア太平洋地域間協力、そして行政担当者や



地域住民の能力強化の必要性を指摘した。

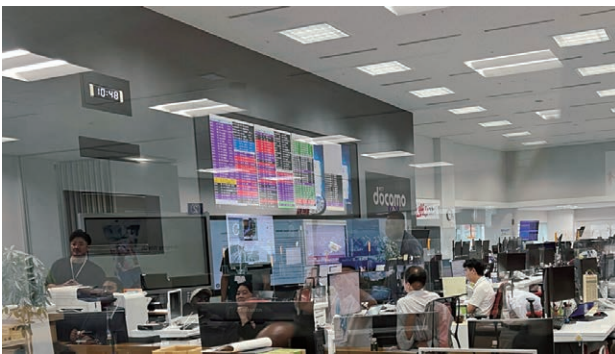
ワークショップの最後には、2011年の津波で被災し、300人以上の住民が避難した荒浜小学校を訪問した後、仙台市による自動災害警報ドローンシステムのデモンストレーションが行われた。

災害と復興を経験してきた仙台で開催された本ワークショップは、早期警報を誰一人取り残さず、どこにいても届くものにするため、強靱で包摂的かつ標準に基づいたデジタルインフラを構築するという、アジア太平洋地域共通の決意を改めて確認する機会となった。

(写真提供：ITU)



■NTTドコモの専門家による知見共有



■NTTの緊急対応調整室



■2011年津波の影響と地域の復興を伝える荒浜小学校の様子



■NTTドコモの専門家による知見共有



■荒浜小学校に展示されている震災遺構のジオラマ模型



■NICT仙台センター訪問時の集合写真



WSIS成果に係る総括レビュー(W SIS+20 レビュー) ハイレベル会合報告



総務省 国際戦略局 国際戦略課 国際機関室 **あさかわ ひろき**
浅川 拓輝

1. はじめに

2025年12月16日から17日の期間において、米国・ニューヨークの国連本部にてWSIS成果に係る総括レビュー(W SIS+20レビュー) ハイレベル会合が開催された。WSISはITU主導によりすべての人々がICTの恩恵を享受できるようにするという理念の下、各国政府、国際機関、社会市民、民間が連携するマルチステークホルダーの枠組みを築き、2003年12月にスイス・ジュネーブで第1フェーズが、2005年11月チュニジア・チュニスで第2フェーズが開催された。WSIS開催10年後にはWSIS+10レビューが行われ、成果文書は国連総会決議A/RES/70/125として記録された。2025年はWSIS開催から20年であり、アルバニアのスエラ・ジャーナ国連大使と、ケニアのエキテラ・ロカール国連大使が共同ファシリテーターになりWSIS+20レビューの評価及び成果文書の作成が進められた。成果文書は本会合の最後に国連決議A/RES/80/173としてアントニオ・グテレス国連事務総長によって承認された。

本会合には200を超える国と地域及びステークホルダーが参加し盛大に開催された。本会合と並行してサイドイベントとして参加各国や団体が主催する会合等も行われた。

2. ステートメント

本会合はアンナレーナ・ベアボック国連総会議長による開会挨拶の後、ガイ・ライダー政策担当事務次長によるステートメントが行われた。続いて92の国と地域の代表及び27の国際機関、市民社会、民間の代表からもステートメントが行われた。我が国からは今川総務審議官がステートメントを行った。今川総務審議官のステートメントの概要は以下のとおり。

過去20年間、WSISは世界でICT政策形成に重要な役割を果たし、政府、国際機関、市民社会、民間からなるマルチステークホルダーの協力を促進してきた。我が国はWSIS開催以来継続して支援している。

しかしながら世界の3分の1はいまだにインターネットに接続されていない。AIなどの新興技術の普及でデジ

タル格差は更に複雑化している。WSIS+20は誰一人取り残さないための協力強化を示した。

課題解決の優先事項として3点挙げられる。IGFの強化。新興技術を含むデジタルに関する課題解決に向けたマルチステークホルダーの対話の場としてIGFを常設化する。また、AI分野ではグローバルデジタルコンパクトの科学パネルやグローバルダイアログを重要視し、AIサミットやGPAIなど既存イニシアチブと補完しながら、重複を回避して専門性を活用する。そして災害対応など革新的技術の活用の推進。日本はITUへの貢献を継続する。

WSIS+30に向けて包摂的で持続可能な情報社会の構築にステークホルダーと協力する。



■ 図. ステートメントを行う今川総務審議官

3. 成果文書

本会合で国連事務総長により承認された成果文書は以下のようなものであった。章立てはWSIS+10レビューの成果文書を意識して作成されていたため、当時との比較も記載する。全体を通してWSIS+10はデジタルへの期待を描いていたのに対し、WSIS+20は引き続き残っている格差やAIのような新興技術に対する倫理やリスク等、ICTの具体的なリスク管理の側面が議論の中心になり、地に足がついた文書になった印象を受ける。



(1) 序文

WSIS+10と同様、人間中心で、包摂的で、開発志向の情報社会の構築を基本理念とし、マルチステークホルダーの重要性を強調している。WSIS+10との差分として、デジタル開発とデジタル包摂がSDGs達成の鍵であると明言し、未来のためのパクトとグローバルデジタルコンパクトを再確認した。また、新興技術であるAIやロボティクスについてのリスクと可能性を明記し、人間中心のアプローチや倫理を強調している。特に倫理やリスクについては、暴力やヘイトスピーチ、偽情報など具体的例が記載された。

(2) ICTと開発

WSIS+10と比較して具体的な単語が増え、より明確に政策課題を定義した印象を受ける。オープンソースやオープンデータ、オープンAIモデル等のデジタル公共財が広く浸透してきたため、これらを活用する前提で政策を検討することになる。そのためには国際協力と予測可能で透明な政策環境が必要であるとしている。

(3) すべてのデジタル格差の解消

世界の人口は82億人であり、ITUによるとそのうち22億人がインターネットにつながっていない生活を送っている。そのほとんどは内陸途上国や島しょ国であるため、WSIS+10までは彼らにインターネットを届けることがデジタル格差の解消であると記載されていた。現在もその格差は完全にはなくなっていないものの、WSIS+20ではデジタル格差が接続性だけの問題ではなく、技術格差+文化格差+経済格差の複合的な問題であり、言語や文化的な公平性を含んでいる点が更に強調された。AI時代になり、AIの学習する文章の量が生成する文章の品質に直結することを考えると、英語以外の言語や米国以外の国の文化を記載した文章の拡充はより重要になる。WSIS+20ではゼロドラフトの時点で文化的、経済的格差に適切に対応したサービスやコンテンツの開発の必要性が盛り込まれていた。この部分は最後まで修正なく文書に残った。

(4) デジタル経済

WSIS+20より新しく一つの章になった。インターネットバンキングやキャッシュレス決済、モバイルマネーが浸透することで途上国に金融サービスへのアクセスを可能にし、デジタル経済が今や世界経済の中核になった。商取引、接続性、サービスを拡大するデジタルソリューションの開発に

ついて今後も支援すべきとしている。一方仮想通貨やステーブルコインについての記載は最後まで提案されなかった。

また、デジタル経済は雇用を創出したとしながらも、一部の企業に市場が集中していることを問題提起している。本章はゼロドラフトから最後まで大きな修正はなかった。

(5) 社会的・経済的開発

多くの政府が電子政府戦略を導入し、オンラインサービスを拡充している。デジタル化は遠隔教育や遠隔医療、雇用や農業に革新をもたらし、災害対策や人道支援にも貢献してきた。本章ではそれらのICTが実現してきた恩恵を再確認している。WSIS+20ではデジタル格差をICTの恩恵を阻む障壁としており、解決策を提示する補完関係にあると考えられる。

(6) 環境への影響

文書全体を通して最も現実的で現状の課題を記載している。WSIS+10で認識されていた再生可能エネルギーや電子廃棄物に加え、AIによるエネルギー需要や鉱物資源等の体系的な視点から国際基準策定を提案している。

(7) デジタル開発のための環境整備

ICT発展を支えるために投資、イノベーション、技術開発を促進する予測可能で透明な政策と法制度の重要性を強調している。科学技術とイノベーションをデジタル開発の中核と位置付け、すべての国の関係者がデジタルイノベーションに参加できる環境整備が必要としている。本章では各国に対し国際法や国連憲章に反する一方的措置を回避するよう強く求めることが明記されている。WSIS+10でも同様の記載があり、今回も削除には至らなかった。

(8) ICT利用における信頼と安全の構築

ICTの利用における信頼と安全はイノベーションと持続可能な開発と密接な関連があるとした上で、それは国際人権法と整合しているべきである。能力構築、教育、規制の強化、マルチステークホルダー協力を求める一方、パラグラフ56では、ICTを通じて生じる暴力やヘイトスピーチ等の社会的リスクへの対応を強調し、プライバシーと表現の自由を守る救済措置の必要性を示している。

(9) 能力開発

能力開発もデジタル格差解消の主要な障壁である。WSIS+10



ではICTスキル、教育、政策支援が論点であったが、今回はAI等の新興分野のスキルは残ったものの、技術的な教育に加えて人権やプライバシー対応にまで範囲が拡大している。

(10) 資金メカニズム

デジタル公共財とデジタル公共インフラへの投資、AI等の新興技術への対応、国際協力による資金動員について記載されている。WSIS+10でも同様の章は存在したが中身はかなり異なる。WSIS+10では既存の資金メカニズムを評価改善する姿勢だったのに対し、今回は新しい資金動員の仕組みを国際的に構築する方向に踏み込み、より制度的で未来志向のアプローチと言える。

(11) 情報社会における人権と倫理的側面

AI時代になり人権と倫理はますます議論の中心になっている。交渉の場でも特にパチカンを含むヨーロッパ諸国からの要求が強かった。逆にG7と中国は本章全体の削除を望んでいた。

オンラインでもオフラインでも同じ権利が保護されるべき、という考え方が根底にある。すべての人権の普遍性、不可分性、相互依存性が強調されている。ICTのライフサイクル全体で国際人権法は順守されるべきである。これはAIに代表される新興技術の中でも不変であり、人権侵害を防ぐためには適切なセーフガード、人権デューデリジェンス、救済メカニズムを整備し、さらに、インターネットの自由で安全な利用、メディアの独立性、情報の信頼性を確保し、偽情報やヘイトスピーチへの国際協力を強化、女性の平等な参加、オンライン暴力の防止、子供の権利保護も重要課題として明記され、包括的な人権尊重と倫理的デジタル環境の構築を目指している。

WSIS+10でも人権に関する記載は独立した章として記載されていたが、WSIS+20では企業やプラットフォームに対して国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」の適用を呼びかけている部分が新しい。

(12) データガバナンス

3パラグラフと短いが独立した章で記載された。グローバルデジタルコンパクトのデータガバナンスの考え方を重視する。

(13) 人工知能

AI、特に生成AIはかつてない勢いで世界に受け入れら

れてきた。AIは我々の生活を変え、雇用を変え、社会に大きな影響を与えている。国際的なガバナンスの枠組みを強化するため、総会で採択されたグローバルデジタルコンパクトに沿って、AIを人類の利益のために活用しなければならない。

WSIS+20では特にデジタル格差解消を目的とした途上国のAI格差を是正するため、国連や専門機関のリソースを活用した能力構築に関する国際的なパートナーシップの開発を推奨した。その際、AI研究プログラムやAI能力構築フェローシップの重要性がゼロドラフトで提案されており、AI分野で主導権を取りたい中国が新規研究プログラムの創設を提案してG77からの支持を集めたが、最終的には既存の国連イニシアチブを再検討する方向で文書に記載された。さらに、国連会議の場で政府や関係者を含むグローバルダイアログの開始が歓迎された。

(14) インターネットガバナンス

インターネットガバナンスは引き続きグローバルかつマルチステークホルダー型であるべきと強調。政府、民間、技術学術コミュニティ、市民社会などすべてのステークホルダーの役割を明確にし、特に途上国や後発国、アフリカ諸国、島しょ国などの参加強化を求めている。インターネットは開かれ、相互運用可能で、安定かつ安全でなければならない。断片化のリスク防止に向けた国際協力の促進が書かれている。

また、IGF（インターネットガバナンスフォーラム）を国連の恒久的なフォーラムに格上げすることが決定した。IGFの進化を評価し、年次報告やインターセッション活動、ナショナル・リージョナルIGFの支援を強化、IGFの成果を国連の関連プロセスに反映させること、途上国の参加を拡大すること、情報共有と合意形成を強化することが求められている。

(15) WSISの枠組みの発展

WSISの成功要因としてマルチステークホルダー協力が挙げられる。過去20年で、国連機関や地域委員会による実施支援、WSISフォーラムの設立等が進展した。今後はアクションラインをSDGsやGDCとリンクさせた実施ロードマップの策定、人権とジェンダー平等の統合、国連情報社会グループ（UNGIS）との協力を強化し、モニタリング指標を整備することが求められている。



(16) モニタリングと測定

ICTを活用した開発のためにはデータと統計による定量的な評価が重要であり、エビデンスに基づく政策決定を支えるため、ICT関連データを国家統計戦略や地域統計プログラムに組み込むことを求めている。普遍的で意味のある接続性やデジタル開発のための国際的に合意された指標の強化を目指し、定期的な方法論レビューと国別事例共有を呼びかけている。

(17) フォローアップとレビュー

WSISの継続的な実施にはマルチステークホルダーの協力が不可欠である。WSISとGDCは重複なく密接に連携して活動することでシナジーを高め、年次レビューにより進捗を確認すべきである。UNGISの役割強化と加盟拡大を求め、WSISとGDCの整合性を確保するための共同実施ロードマップを2026年の第29回科学技術開発委員会に提出するよう要請している。さらに、2027年にGDCの進捗をレビューするハイレベル会合、2030年のSDGsレビューへのWSIS成果の反映、そして2035年にWSIS全体の包括的レビューを行うことを決定した。

4. 総評

以下は筆者がWSIS+20レビューの議論に参加した所感をまとめる。WSIS+20の成果文書は価値や理念の再確認としての側面もあるが、実際の交渉で中心にあったのは新たな価値原則を掲げるのではなく、既存の国連の枠組みとその限られたリソースの中で何をどこまで実装するかという極めて実務的な観点での戦いであった。AIやIGFといった象徴的な論点も、新たな機関の設立か既存組織の活用か、恒久化に伴う責任と負担をどう整理するかという点での調整が最後まで続いた。これが今回の成果文書が野心的な言葉の羅列でなく地に足がついた文章に落ち着いた背景である。

こうした中でもデジタル格差については比較的理念側の記述が残った。インターネットの広範な普及が社会や個人に多面的な文化的影響を及ぼし、人権や福祉を含む新たな課題を生んでいる点については世界共通で課題と認識されているため大きな齟齬はなかった。

そしてこの格差にAIが含まれたのがWSIS+20の重要な点である。生成AIの学習データの大部分は英語、米国文化に偏り、日本語のようなローカルな言語でAIに相談した結果が英語話者の結果と同質にならないのは構造的な問

題であると交渉を通じて認識が共有された。

インフラ整備による恩恵と、個人が自らの言語や文化の中でデジタルサービスを活用し社会的・経済的活動に参加できるかどうかは別の問題である。この問いは途上国だけでなく先進国にも共有された。SNSが若者の幸福感に悪影響を与えているという欧州の指摘を認識した上で人権の章を読むとその意図を理解できる。

5. おわりに

WSIS+20レビューに取り組むにあたり、WSIS発足者である内海ITU事務総局長（当時）の著書を読み、WSISに包摂性や人間中心などの思いが込められていたことを知るところから始めた。WSIS開催から20年が経ちICTは急速に進化しているものの、いまだ解決できていない課題や生成AIのように新しく生まれた技術についての課題もある。ICTは人々をつなげるが、つながることですべての人が力を得ているとは限らない。

デジタル格差の解消はWSISのメインテーマの1つである。これからの10年で更に多くの人々がインターネットに接続される中、重要なのは接続できるかどうかだけではなく、その接続を通じて人々が本当に力を得て社会的・経済的な活動に参加できるかであろう。この「meaningful use」をインターネットの普及に対する評価指標として今後検討する必要があるのではないだろうか。

AI倫理についても社会の準備が技術の進展に追いついていない。LLMは言語の使用パターンを統計的に扱うものであり意味や価値を理解する能力は持たず、生成し語ることができるのは言語化された知識、事実、論理的関係に限られる。人間の内面はLLMの定義の外に存在しており、生成AIはこの部分を責任を持って語ることができない。ゆえに生成AIの出力に対する倫理的責任は常に人間が担うべきである。未成年は正しさを認識できるほど成熟していないので、AI利用時に特別な配慮が必要であろう。国連では人間の尊厳や権利の下位にAIを位置付けており、人間の内面に深く関わる領域についてはAIを使う人間が最終的に責任を持つべきとしている。

AIが語ることができない部分こそが人間らしさであり、我々に最も重要な部分であると思う。言葉だけで語りえぬ余白に社会としてどのような敬意と制約を与えるか。この問いをどう考えるかがWSIS+30に向けた人間中心の情報社会の成熟度を左右することになるであろう。

WRC-27議題1.7に関するITU-R WP5Dにおける検討状況について



株式会社NTTドコモ 電波企画室 立木 将義

1. はじめに

国際電気通信連合 (International Telecommunication Union: ITU) の世界無線通信会議 (World Radiocommunication Conference: WRC) は、ITU無線通信規則の改正を審議する会議であり、各国の周波数利用に大きな影響を与える。2027年に開催されるWRC-27では、議題1.7として、4 400-4 800MHz、7 125-8 400MHz及び14.8-15.35GHzにおけるIMT周波数の追加特定の検討が行われる予定である。

WRC-27の審議に必要な技術的、運用的及び規制的な事項に関わる事前の検討は、ITU-Rにおいて、地上業務を所掌する第5研究委員会 (Study Group 5: SG 5) の中で、IMTシステムの検討を担当する作業部会であるWorking Party 5D (WP 5D) が担っている。これらのITU-Rにおける検討結果は、最終的にWRC会議準備会合 (Conference Preparatory Meeting: CPM) のレポート (CPMレポート) として取りまとめられる。

2015年に開催されたWRC-15以降、4回連続のWRCにおいて、新たなIMT周波数の追加特定に関する議題が設立されてきた。そのため、既存業務とIMTとの間の共用・両立性に関する検討手法や、IMT特定に付随する規制条件の検討については、過去のWRCに向けて実施された検討内容が参照される場合がある。したがって、これらの経緯を理解した上で、対応を検討することが重要となる。

本稿では、WRC-27議題1.7の概要、WP 5Dでの技術検討の進め方、周波数帯ごとの主要論点、CPMレポートの原案となるCPMテキスト案の議論状況、更にドラフティンググループ (Drafting Group: DG) の運営に関する実務上の課題について説明する。

2. WRC-27議題1.7の概要

WRC-27議題1.7の審議対象となる周波数は、4 400-4 800MHz、7 125-8 400MHz及び14.8-15.35GHzである。一方、検討対象となる地域は、図1に示すとおり周波数帯ごとに異なり、日本は図1に赤枠で示したRegion 3に属する。

本議題は、WRC-23で採択された決議256 (WRC-23) に基づいて検討が進められる。ITU-Rにおいては、同決

議で示された上記3つの周波数帯について、IMTの利用可能性に関する技術的、運用的及び規制的事項の検討のため、同一または隣接する周波数に分配されている既存の一次業務の保護を考慮した共用・両立性検討の実施が求められている。さらに、当該検討においては、MIFR (Master International Frequency Register) に登録できない国際海域・空域で運用される無線局の保護や、既存業務の保護に関連して追加の規制や技術的制約を課さないことなどについても検討が求められている。

- ・対象周波数: 4 400-4 800MHz、7 125-8 400MHz、14.8-15.35GHz
- ・検討対象の地域は以下のとおり

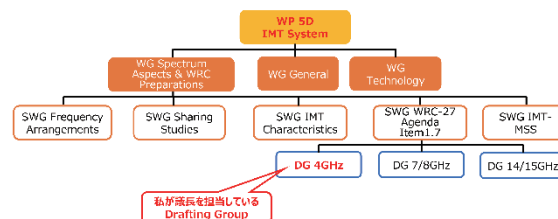
Region 1 欧州、アフリカ、中東地域	Region 2 南北アメリカ地域	Region 3 アジア・太平洋地域
4 400-4 800 MHz		4 400-4 800 MHz
7 125-7 250 MHz 7 750-8 400 MHz	7 125-8 400 MHz	7 125-8 400 MHz
14.8-15.35 GHz	14.8-15.35 GHz	14.8-15.35 GHz

■ 図1. WRC-27議題1.7検討周波数と対象地域

3. ITU-R WP 5Dでの検討体制と議論の進め方

WP 5Dでは、図2に示すとおり、議題1.7のITU-R検討を扱うサブワーキンググループ (SWG WRC-27 Agenda Item 1.7) を設置している。その配下には、4GHz帯 (DG4GHz)、7/8GHz帯 (DG7/8GHz)、14/15GHz帯 (DG14/15GHz) の3つのDGが設けられており、それぞれの周波数帯におけるIMTと既存業務との共用・両立性に関する検討結果を取りまとめる作業文書の作成が進められている。筆者は、このうち4GHz帯のDGにおいて議長を務めている。

- ・WRC-27会期ではSWG WRC-27 Agenda Item 1.7、その配下に3つの周波数ごとのDrafting Groupを設置



■ 図2. ITU-R WP 5Dでの検討体制



議論の進め方としては、まずサブワーキンググループにおいて、各メンバーから提出された入力文書が紹介され、論点や関係者の意見の相違点が明確化される。その後、入力文書で提案された内容や議論のポイントが作業文書に反映され、DGにおいてレビューが行われる。DG議長としては、作業文書の編集にあたって、技術的な検討内容そのものだけでなく、議論の中でメンバーから指摘された論点のうち、どの事項をどこに記述するか、また、どの程度まで議論経緯を残すかといった判断も求められる。これらは、円滑な会合運営上極めて重要な要素となっている。

4. 共用・両立性検討の考え方と評価手法

共用・両立性検討を進めるにあたっては、周波数帯ごとに想定されるIMTシステムの導入シナリオや、既存業務の運用特性を踏まえる必要がある。さらに、WRCにおける議論の選択肢として、IMT特定の実施方法や、それに付随する規制条件についても整理・検討を行う必要がある。周波数帯ごとに関係する既存業務は多岐にわたり、地域・国ごとの実際の周波数利用状況も異なる。このため、共用・両立性検討の基本的な手法は共通であっても、参加国の論点や立場は周波数ごとに異なり、議論は難航する傾向にある。また、4 400-4 800MHzについては過去のWRC議題でも検討されたが、当時の検討とは既存業務の条件やIMTの導入シナリオが異なっている場合もあり、共用・両立性検討結果は変わり得る。そのため、過去の検討結果を踏まえつつも、新たな要素を反映した議論を行い、関係者で合意可能な評価を目指すことが重要である。

現在進められているIMTと既存業務の共用・両立性検討では、ITU-R勧告M.2101に基づくIMTネットワークモデルを用い、複数のIMT無線局からの合計干渉を用いたモンテカルロ・シミュレーションによる評価が主流となっている。この手法では、IMT基地局の動的なビームフォーミングや、伝搬損失、クラッタ損失の計算における確率的要素を考慮し、多数の試行回数の評価を通じて、IMTネットワークから既存業務の受信局へ与える干渉量が、許容干渉電力（干渉保護基準）を超過する確率を評価する手法である。IMT無線局の主要パラメータとしては、展開シナリオに応じた基地局アンテナ高や基地局数、ネットワーク負荷率、TDD（Time Division Duplex）の送受信比率、アンテナパターンなどが挙げられる。一方、被干渉局側では、受信機雑音指数やI/N保護基準の値などが評価結果に影響を与える。また得られた評価結果は、単純に「共用可能」または

「共用不可能」といった結論に結び付けるのではなく、前提条件に依存する結果として整理することが重要である。例えば、クラッタ損失や地形条件、IMTネットワークの負荷率といった設定により結果は大きく変動し得るため、その解釈にあたっては各検討の前提条件を適切に理解する必要がある。

このため、WP 5Dにおける議論では、各検討結果を比較する上で、結果に影響を与える主要パラメータを表形式で整理し、各検討が前提としている条件を示すことで、検討結果の差異が生じる原因を明確化する整理手法が採用されている。

・モンテカルロ・シミュレーションで利用する代表的なパラメータ

	パラメータ (原文)	パラメータの意味
IMT無線局	Deployment Scenario	無線局密度のパラメータ
	Deployment on relatively large area	土に宇宙・衛星帯への低干渉時に利用する多数出力パラメータ
	Number of IMT BSs	対等出力：上記から算出 対地上向：19局300Wなど
	Network Loading Factor	IMTネットワークで実際に電波を発射している無線局の割合
	TDD Activity Factor	TDDフレーム内のBSとUEの送信比率
伝搬モデル	Below rooftop base station antenna deployment	アンテナ位置が建物屋上より上or下 ※クラッタ損失に影響
	BS Antenna Pattern	ビームフォーミングを考慮し、 UEの位置により動的に変化するパターンを用いることが多い
	Basic Transmission Loss	基本の伝搬モデル
被干渉局	Clutter Loss	建物や樹木損失など
	Building Entry Loss	屋内侵入損失
	Polarization Loss	干渉局と被干渉局の偏波の食い違いによる損失
	Receiver Noise Figure	雑音指数
	I/N protection criteria	保護基準

■ 図3. 共用・両立性検討に用いる主要パラメータ

5. 共用・両立性検討に用いるIMT無線局の特性

WP 5Dでは、IMTと既存業務との共用・両立性検討に先立ち、各周波数帯で想定されるIMT無線局の特性を取りまとめた文書の策定が進められてきた。その策定にあたっては、WRC-23全体会議の議事録に記録された要請を踏まえ、前提条件や共用・両立性検討に用いるシミュレーション手法について、可能な限り合意を図り、各メンバーから提出される評価結果の比較可能性を高めることを目指した。しかしながら、各国の地理的条件や運用実態、想定する導入シナリオには差異があることから、一部の項目については単一の代表値に合意することが困難であった。特に、広域におけるIMT基地局展開数の算出に用いるパラメータや、基地局の実際の送信している割合を示すネットワーク負荷率は、評価結果に影響を与える重要な要素であるものの、単一の値を定める代わりに複数の選択肢を設け、その値を選択した根拠を各メンバーが示す対応とした。このため、評価結果の比較可能性を確保する観点からは、前提条件を明確に記述するとともに、異なる前提に基づく評価結果を相互に理解できる形で並列的に示すことが、現実的に必要な対応となっている。

5.1 宇宙業務の衛星局への与干渉評価に用いるIMT無線局数の算出パラメータ

宇宙局のフットプリントのように広範囲にわたるエリアからの与干渉量を算出する際のIMT無線局の展開局数について、本会期では、特に7/8GHz帯で用いる値を中心に議論が行われてきた。当該算出手法は、過去の複数会期においても利用されてきた計算手法ではあるが、各国・各地域によって局配置は異なることから、複数の値が併記されており、単一の値については合意に至っていない。

5.2 基地局の送信割合を示すネットワーク負荷率

IMTネットワークにおいては、送信データの有無などにより、常時すべての基地局が同時に電波を発射するわけではない。このため、実際に電波を発射しているIMT基地局の割合を示すネットワーク負荷率が重要なパラメータとなる。衛星フットプリントのような広域的な評価では20%程度、比較的小規模なエリアを対象とした評価では50%程度とする考え方が提示されているが、いずれの値を採用するかは各メンバーの判断に委ねられている。

6. 周波数帯ごとの共用・両立性検討の実施状況

本議題では、周波数帯ごとに関係する既存業務や技術的な論点が異なる。4 400-4 800MHz帯、7 125-8 400MHz帯、14.8-15.35GHz帯の順に、参加国の主な立場と主要な論点について概説する。

6.1 4 400-4 800MHz帯

本帯域は、過去のWRCでも検討対象となっていたことから、論点は一定程度絞られている。今会期では航空移動業務、固定衛星業務、電波高度計が高い関心を集めており、共用・両立性検討の主要論点となっている。

各国の立場を見ると、中国やフランスはIMTに対して比較的厳しい前提条件を仮定し、大きな離隔距離が必要となる保守的な評価結果を提示しており、IMT特定についても反対または慎重な姿勢を示している。一方、ロシアは過去の結果に類似する、またはより短い離隔距離となる評価結果を提示しており、IMT特定に前向きな姿勢を示している。米国は他の候補周波数とのバランスを考慮しつつ、過度にIMTに厳しい条件設定は避ける一方、電波高度計の評価に関しては中立的な提案も示している。

また、本帯域では、固定衛星業務のプランバンドとして無線通信規則のAppendix 30Bとの関係も重要な論点となっている。Appendix 30Bは、固定衛星業務における周波数資源への公平なアクセス確保を目的とする枠組みであ

り、議題1.7では4 500-4 800MHzにおける固定衛星ダウンリンクとの共用検討が関係する。

さらに、4 400-4 800MHz帯及び14.8-15.35GHz帯に共通する論点として、国際海域・空域で運用される無線局の保護が挙げられる。これらの無線局はMIFRに登録できないため、その保護の考え方や、その評価について各国の意見が分かれている。

6.2 7 125-8 400MHz帯

本帯域は、今回の候補周波数帯の中で最も注目度が高く、固定業務、宇宙研究業務、固定衛星業務、移動衛星業務、海上移動衛星業務、地球探査衛星業務など、多数の既存業務が関係している。そのため、提案文書も3つの候補帯域の中で最多であり、これまでに100件を超える寄与文書が入力されている。

各国の立場を見ると、米国、ブラジル、インドは比較的前向きな評価を示している。一方、フランス、ドイツ、中国はIMTに対して比較的厳しい前提条件を仮定し、大きな離隔距離や所要改善量が必要となる保守的な結果を提案しており、IMT特定についても反対または慎重な姿勢を示している。ロシアは、低い周波数側では前向きな評価を示しつつも、高い周波数側では保守的な結果を提示している。

本帯域における主要な論点の1つがreverse studyの扱いである。共用・両立性検討では、新たに特定されるIMTから既存業務への干渉評価が中心となるが、reverse studyと呼ばれる既存業務からIMTへの影響も評価対象とするかが大きな議論となった。これまでWP5Dにて議論を重ね、評価を行うことへの異論は収まってきたが、その評価結果の扱い、すなわち作業文書やCPMテキスト案への反映方法については意見が分かれており、議論が継続している。

6.3 14.8-15.35GHz帯

本帯域は、他の2帯域と比較して相対的に注目度は低いものの、航空移動業務との共用に関しては、4GHz帯と同様に大きな離隔距離が必要となることが示されている。そのほか、対象となる既存業務には、固定業務、宇宙研究業務が含まれ、隣接帯域には電波天文業務も存在する。

各国の立場については、米国は4GHz帯、7/8GHz帯での検討も考慮し、IMTに対して過度に厳しい条件での評価は避けつつも、航空移動業務については厳しい評価結果を出している。フランス及び中国は他の帯域と同様に保守的な評価結果を提案しておりIMT特定についても反対または慎重な姿勢を示している。ロシアは、WRC-23において本帯域を候補周波数とすることを提案した国でもあるた



め、IMT特定に前向きな評価を提案している。全体として、本帯域では技術検討の件数自体は他帯域ほど多くないものの、厳しい評価結果の扱いをどのように整理するかが、今後の主要な論点になると考えられる。

7. CPMテキスト案の議論状況

共用・両立性検討と並行して、WP 5DではCPMテキスト案の作成も進められている。CPMテキストは、WRCにおける議論の基礎となる重要な文書であり、その記述方法は各国の立場や今後の議論の方向性にも影響を与える。このため、これまでの共用・両立性検討の評価結果や、結果に違いが生じている場合にはその前提条件の違いを適切に反映すること、そしてWRCで審議される議題を解決するための手法（Method）の各選択肢の特徴を公平にまとめることが求められる。2026年2月のWP 5D第51回会合ではCPMテキスト案の議題の概要や議題設定の背景の記載に関するレビューが行われた。またMethodの検討においては、7/8GHz帯について、各地域の検討対象周波数に対応させる形で3つの帯域に分割して検討を行うことが合意されており、4 400–4 800MHz、7 125–7 250MHz、7 250–7 750MHz、7 750–8 400MHz、14.8–15.35GHzの5つのセクションに分けて整理する案となっている。今後は、共用・両立性検討の評価結果を踏まえて、どのようなMethodを選択肢として準備するか、またIMT特定を行う際の規制事項をどのように規定するかが大きな議論となる。WP 5Dのスケジュールでは、2026年5–6月会合、9–10月会合の残り2回でCPMテキスト案を完成させる必要がある。今後はCPMテキスト案の完成に向けた議論が活発化し、WRCでの審議に資する形での論点整理の議論を中心に、合意可能な文章としてまとめ上げる作業が進められる。

8. DG議長としての役割と課題

筆者がDG議長として感じている課題は、大きく4点ある。1点目は、各メンバーから提出される提案内容を作業文書に適切に反映する編集作業である。会期当初に共用・両立性検討をまとめる作業文書のフォーマットやタイトルについて合意したが、そのフォーマットに沿っていない提案もあり、各提案者の意向に沿った反映作業が求められる。単純作業であっても意向に沿わない編集を行うと、修正の要請に対する時間がかかり会議の進捗に影響を与えるため、文書として残すものは丁寧な確認が必要となっている。2点目は、サブワーキンググループでの質疑や議論結果を、作業文書

に反映する作業である。議論結果の反映について関係者が表明した意見を適切に反映する作業が必要となるが、詳細に記録しすぎれば作業文書のテキストが膨大になり、簡潔に書けば論点の欠落のリスクが指摘される。また、表現の仕方の僅かな差が新たな議論を招くこともあるため、意見を出した関係者との事前確認が重要になっている。3点目は、DGごとに整理すべき論点と、3つのDGの共通課題としてサブワーキング等の上位会合で取り扱うべき論点の切り分けである。例えば、クラッタ損失の適用やreverse studyの作業文書への反映方法に関する議論は、周波数に関わらない共通の課題であるため、ある帯域のDGで生じた議論が他帯域のDGにも波及する。3つのDG間で情報を共有しつつ、同じ議論を繰り返さないよう注意が必要である。4点目は、限られた公式セッションとオフライン議論をどう組み合わせるかである。WP 5Dでも議題1.7の審議は非常に大きなウェイトを占めており、議題1.7関連セッションは連続して開催されることが多い。したがって、主要関係者との意見交換は、休憩時間やメールでのやり取りも活用しつつ、公式セッション前に論点を可能な限り整理しておく必要がある。また、既存業務ごとに関係者が異なるため、公式セッションでの取り扱う項目の優先順位付けも容易ではなく、関心の高いトピックから着手すべきか、合意しやすい項目を取り扱って議論を前進させるべきか、毎回判断を迫られる。

9. まとめ

WRC-27議題1.7に関するITU-R WP 5Dでの検討は、共用・両立性検討の評価方法の複雑化に加え、各国・各地域の利害、既存業務保護の考え方、それらのCPMテキスト案への反映といった複数の論点が重層的に絡み合いながら検討が続けられている。特に、共用・両立性検討に用いるパラメータの妥当性、reverse studyの扱い、国際海域・空域の無線局保護の扱いなどは、引き続き大きな議論が想定される。一方で、WP 5Dにおける検討スケジュールは終盤に差し掛かっており、今後はこれまで入力された共用・両立性検討の結果の取りまとめに加え、WRCでの審議のために論点を整理し、CPMテキスト案にまとめる作業にフォーカスが置かれる。筆者としても、DG議長の役割を果たしつつ、日本からの技術的知見や実務的観点を適切に反映し、WRC-27に向けた議論に貢献していきたいと考えている。

(2026年3月26日 ITU-R研究会より)

無線通信アドバイザーグループ (RAG) 第33回会合結果概要

総務省 総合通信基盤局 電波部 電波政策課 国際周波数政策室

あおの かいほう
青野 海豊



1. はじめに

無線通信アドバイザーグループ (RAG: Radiocommunication Advisory Group) は、ITU条約第11A条に規定された会合であり、世界無線通信会議 (WRC) の準備や無線通信総会 (RA)、ITU-R研究委員会 (Study Group: SG) に関する計画、運営、財政事項等について検討し、その結果を無線通信局長 (BR局長) に報告することを任務としている。

RAG会合は通常年1回開催されており、今回の会合は、2026年3月30日～4月2日の4日間の日程で、スイス・ジュネーブのITU本部にて、電子会議とのハイブリッド形式で開催された。

各国の主管庁、民間企業、BR等から約200名の出席があり、日本からは、総務省、NTTドコモ、KDDI及びワシントンコアが現地参加。このほか、スカパー JSAT、電波産業会、日本ITU協会、日本放送協会、YRP研究開発推進協会及びワシントンコアを含め、計12名が参加した。

本稿では、RAG-33の主要なトピックについて報告する。

2. 理事会関連事項

2.1 衛星網ファイリングのコストリカバリ

BRは、2026年1月1日から適用されている理事会決定482 (衛星網ファイリングのコストリカバリの実施) に関し、2025年の理事会での主な改訂事項として以下を報告した。

- 調整を必要としない事前公表資料 (API) と通告に関する一律固定料金を廃止し、基本料金とユニット数に応じた従量課金の組合せに移行
- epfd審査に関する手数料を設定
- 大規模又は労力のかかる非静止衛星ファイリングに追加料金を設定し、各加盟国が有する年間の無料ファイリング枠の適用対象から除外
- そのほか、各主管庁がファイリングの事前段階でコストを計算できるソフトウェアの運用の2025年11月開始や、バックログを理由に請求書の発行に至っていない未回収金が多額に上っている状況の報告

同報告を受け、ロシアは、衛星網ファイリングは加盟国の拠出金で賄われるべき「憲章上の任務」であり、コスト

リカバリとして徴収された手数料を一般財源に計上してからBRに分配する現行の流れを改め、バックログの解消のためにBRに直接充てられるべきと主張した。米国も、コストリカバリで回収された予算を、AIに関するワークショップといった別の活動に流用するのではなく、衛星網ファイリングの関連業務に確実に使われるよう担保することが重要であると述べた。さらに、イランは、間接コストに関する議論は、全権委員会 (PP) 決議91 (ITU製品・業務のコストリカバリ) の枠組みの中で議論する必要があることから、本件はRAGではなくPPや理事会で審議すべきだと指摘した。

これらの意見を受け、BR局長は、本件はPPと理事会の所掌範囲であること、コストリカバリで徴収した歳入がBRの予算に直接適用されず一般予算に組み込まれる現行の規則を変更すべきという考えには強く共感するものの、その変更にはPPでの議論が必要であると述べた。

審議の結果、間接費用に関する議論はRAGの所掌外であることから、理事会やPPで対処する必要があるという理解で合意した。

以上の議論を経て、RAG-33の結論の要約に以下が記述された。

・ファイリング処理で発生する直接費用・間接費用やそれに係る費用を、一般財源から賄うべきかコストリカバリから賄うべきかについて議論し、間接費用に関する議論はRAGの所掌外であることから、理事会及びPPへの寄与文書を通じて対処されるべきだと結論づけた。

2.2 BRの2024～2025年予算及び2026～2027年予算案

2024～2025年予算及び2026～2027年予算案に関し、ATDIは、ITU-TではAIを活用した自動翻訳が導入されている中、ITU-RでのAIの導入時期と導入後に想定される費用削減効果について質問した。これに対しBRは、ITU-Tのパイロットプロジェクトの結果を待ち、加盟国からの反応が良好であれば他セクターにも展開予定であると回答した。また、カナダは、会合に係る予算が2026年から2027年にかけておよそ倍増している理由を質問した。これに対しBR



は、WRC-27の開催に伴う支出増加の影響であると回答した。さらに、ロシアは、PP決定5（2024～2027年期間の連合の収益及び予算）にある、「RRの実施に関する資金は削減されるべきではない」旨の規定が今回の予算案でどのように遵守されているかを質問した。これに対しBRは、予算配分を検討する際に同決定を考慮したほか、予算に余剰が生じた場合には通常予算の枠内で賄いきれない活動に割り当てる方針である旨を回答した。

以上の議論を経て、RAG-33の結論の要約に以下が記述された。

- ・ ITUの歳入・歳出については、PP決定5の遵守が必要であり、無線周波数の利用に関連する活動に必要な予算が確保されるべきである。特に、RRの実施及び関連研究に直接関係するITUファイリング業務に影響を及ぼしかねない予算削減は避けるべきである。

2.3 ITUの6つの公用語の対等な使用

BRは、ITU-Rウェブサイトの翻訳状況等の現状を報告した。ロシアは、ITU-R決議36-6（ITU-Rにおける6つの公用語の対等な使用）の改訂又は廃止の必要性の検討等を提案した上で、寄与文書の閲覧ウェブサイトでは英語、フランス語、スペイン語のみが表示されている現状を指摘した。これに対しBRは、データベースを導入した2022年当時のSQLインフラがロシア語、アラビア語、中国語の文字に対応していなかったため、英語、フランス語、スペイン語のみの対応になっている背景を説明し、2026年のPPに向け、自動翻訳を活用して6つの公用語の表示を可能とする予定であると述べた。これに対し、イランは、ITU-Rの技術文書の翻訳にAIを活用することについて、技術的に正確な翻訳が確保されるまでは慎重であるべきと主張した。

以上の議論を経て、RAG-33の結論の要約に以下が記述された。

- ・ 現在ITUの一部ウェブサイトは、英語、フランス語、スペイン語のみで利用可能となっているが、新規ウェブサイト開設後は、6つの全公用語で表示される予定である。
- ・ ITU-Rの条約レベルの文書に自動翻訳を適用するに当たっては、十分な翻訳精度が確保されていることの実証が必要である。
- ・ 6つの公用語の平等な使用に関連する各種ITU決議の調

和を取り扱ったロシアからの寄与文書を確認した。また、PP及び各セクターの決議のまとめ並びにITU-R決議36の改訂又は廃止を検討する提案についても確認した。

2.4 リモート参加

リモート参加に関し、BRは主に以下の事項について報告した。

- ・ PP決議167（完全オンライン会合及びリモート参加を伴う対面参加に向けたITU能力の強化・発展及び同連合の業務を推進するための電子的手段）を受けて、2024年の理事会において、完全オンライン会合及びリモート参加を伴う対面参加の管理・ガバナンスに関するガイドラインを策定するためのCGが設置された。
- ・ 同ガイドラインは、CWG-FHRにおける審議を経て、2025年の理事会で採択されており、ITUウェブサイトで公開されている。

この説明を受け、ATDIは、意思決定に参加できない「リモート参加」の定義が曖昧であると指摘した上で、特に予算的制約の大きい開発途上国にとってオンライン参加は重要であるため、リモート参加者による意思決定の参加も認められるべきと述べた。また、ロシアは、リモート参加者の技術要件等に関する最低限の基準を定めることを提案した。一方、イランは、これらの意見はいずれもRAGの所掌範囲を超えるものであり、理事会又はPPで議論すべき事案であると主張した。これに対しBRは、現在ウェブサイトに掲載されている同ガイドラインについて、更なる改善案の提出を奨励した。

以上の議論を経て、RAG-33の結論の要約に以下が記述された。

- ・ リモート参加に関する議論は、理事会及び／又はPPの場で提起されるべきである。

3. RA-23の決定事項の実施

3.1 CPMプロセスの改善

2023年無線通信総会（RA-23）において、会議準備会合（CPM）のプロセス効率化が議論され、2024年のRAG-31にてRAG CG-CPM（議長：Fahad ALGHAMDI氏（サウジアラビア））が設置された。RAG-32においてもCGを継続することで合意し、既存の会議形態を維持又は各国の理解を深めるためのフォーラムとして再編するといったCPMの位置付けの変更を提案するものやITU-R決議2-9（CPM

に関する規定)の修正案等が記載されたCG報告書が提出された。

今会合では、サウジアラビアからCG活動の継続、ToRの更新及びメールでの議論ではなく、RAG-34までの間にオンライン会議を実施することを提案した。また、中国からは、CPM報告書の分量を最小限に抑えるべきといった要件が順守されていない点やWRC議題に関する研究が担当WPで完了せず、CPMに議論を持ち越される事例が多いことに言及し、CPMチャプター・ラポータの機能を強化し、担当WPで完了しなかった研究のうち、第2回CPMで継続検討する部分を最小限に絞り込んで特定すべきとする提案があった。

サウジアラビア提案に対し、多くの国がCG活動の継続及びオンライン会議の実施を支持した。米国及びイランからはToRの明確化を指摘し、イランはオンライン会議の時期調整が必要であると主張した。中国提案に対しては、イラン及びブラジルは、第2回CPMは新たな提案を行う場ではなく、これまでの研究結果に基づいた議論・調整を行う場である点を指摘した。米国は共用検討が第2回CPMに直接提出された場合、審査・検討が困難であると主張し、日本は、継続検討する部分を最小限に絞り込んで特定する作業自体がWP等での更なる議論を招くことを懸念する旨指摘した。

これらの議論を経て、CG活動の継続については合意し、サウジアラビア主導のオフライン協議を経て、以下の内容を含む改訂ToR案が作成された。

【CPMプロセス改善に関するRAG CGのToR】

- 各国主管庁及び地域機関の権利を損なうことなく、第2回CPMのプロセス及び目的の改善について引き続き検討する。検討の対象には、CPM報告の分量、チャプター・ラポータの役割強化、第2回CPMへの提出範囲の限定、第2回CPMの会合期間の検討等を含む。
- CGはRAG-33後に作業を開始し、RAG-34までに最大3回のバーチャル会議を通じて作業を実施する。
- CG議長は引き続きFahad ALGHAMDI氏(サウジアラビア)が務める。

以上の議論を経て、RAG-33の結論の要約に以下が記述された。

- CG活動の延長に合意した。
- CA/278 Annex 3に示されるToR改訂案を承認した。

- 2024年の本CG設置以降RAG CG-CPM及びRAGに提出された全ての寄与文書を、本CGでの今後の審議に引き継ぐことに合意した。

4. RA-27及びWRC-27に向けた準備

RA-27及びWRC-27の準備状況に関し、BRは主に以下の事項について報告した。

- RA-27及びWRC-27の開催地を中国・上海とすることが2025年の理事会で決定され、2026年3月の現地視察を経て上海EXPOセンターを会場とすることが正式に決定した。
- CPM-27ステアリング委員会は2025年中に2回開催され、これまでの研究に係る進捗や課題等が確認された。
- CPMテキスト案の提出期限は2026年10月23日であり、PP決議80(WRCプロセス)及びWRC決議72(WRCに向けた準備)を踏まえ、BRは各地域機関のWRC準備会合に参加して地域レベルでの準備を支援している。
- 第1回IRIS(Inter Regional Information Session on WRC-27:地域間情報セッション)は、RAG-32の助言に基づき、2025年12月3日～5日にジュネーブで開催された。第2回及び第3回IRISの詳細は追って公表される予定である。

以上の議論を経て、RAG-33の結論の要約に以下が記述された。

- WRC-27に向けた地域機関のWRC準備会合に数名のBR職員が参加することの有用性を認識しつつ、可能な範囲で、当該会合への追加のBR職員のバーチャル参加を奨励する。

5. 研究委員会(SG)の活動

BRは、各ITU-R SGの体制及び枠組みの再編に関する議論状況及び見解を報告し、サウジアラビアを含む複数のアラブ諸国は共同で、SGの体制及び枠組みの改善を検討するCGの設置を提案した。本提案に対し、日本からSG構成の再編により必要な研究量が減少するわけではないこと、様態が異なる業務を同一グループで扱うことで却って議論が進まなくなる点を指摘し、CG設置については多くの合意が必要である旨を発言。他方で、多くの国から最近のSG、WPではコンセンサスの形成が難しくなっていることが問題視され、関係するITU-R決議1(ITU-R会合の作業方法)、ITU-R決議4(ITU-R SGの構成)の改訂を前提とせ



ず、現在生じているSGの課題をCGで議論することを求める声が大勢を占めた。

以上の議論を経て、RAG-33の結論の要約に以下が記述された。

- ・ ITU-R SGの体制及び枠組みの潜在的な改善点に関する寄与文書について検討し、CGを設立してRAG-33及びRAG-34の間に検討を進めることに合意した。

6. セクター間調整

ISCG議長（Fabio Bigi氏（イタリア））が、アクセシビリティ、気候変動、リモート参加、持続可能なデジタル変革といった既存のトピックに、産業界の関与や決議の合理化といった新たなトピックに関する作業を開始したことなど同グループの活動状況を報告した。本報告には、RAG-32で長時間の議論を行ったITU-RとITU-Tの間で無線周波数分野に関する活動の重複に関する課題は、SG間で調整が必要とされていた。

同報告を受け、米国は、RAG-32で議論した無線周波数分野におけるITU-RとITU-T間での活動重複の問題が依然として未解決であるとして、根本的な対応の必要性を指摘した。これに対しISCG議長は、当該論点についてはISCGで具体的な議論に至っていないと説明した上で、ITU-Rの問題意識を正確に反映させるために、関係者によるISCGへのより積極的な参加を要請した。また、BR局長は、BRとしては常にITU-Tと連携し、所掌範囲外の寄与文書への対応を調整していることを説明したほか、各国主管庁の代表団内においても、異なるセクターの会合参加者間で事前の調整を進めるよう要請した。さらに、ロシアは、PP決議191（3つのセクターの協調に向けた戦略）の改訂の必要性と、ITU-R決議75（3セクター間の連携）の付録1（ITU-RとITU-Tの間での作業分担）について、ITU-Tではこれに相当する決議が既に廃止されていることを踏まえ、同ITU-R決議の付録1の必要性についても検討すべきであるとの見解を示した。

以上の議論を経て、RAG-33の結論の要約に以下が記述された。

- ・ ISCG議長は、RAGからISCGへの意見・提案を要請し、2026年4月10日のTDAGの開催中に実施される次回ISCG会合への参加を要請した。
- ・ 無線周波数に関するITU-RとITU-Tの作業重複という

現状に鑑み、ITU-Rの所掌範囲に属する課題について、各国主管庁がITU-Rに提起するように認識向上及び調整の改善が必要である。

7. BRの情報システム

日本は、2017年から、衛星国際周波数調整手続システムの電子化に関し、ITU-Rへの職員派遣、人件費拠出及びシステム改善提案等により支援を行っている。WRC決議55（WRC-23、改）に基づく日本からの支援を継続するほか、2025年から継続して既存のBRと主管庁とのやり取りのみならず、主管庁とオペレーター間でファイリングのコメント送付を行えるようにする等の提案を行った。イタリアからIFIC公表情報に対するコメントをオンラインで提出するツール開発を提案するほか、ソフトウェアのベータテストに貢献する旨の提案があった。

RAGは、日本及びイタリアの提案を踏まえ、BR局長に対し財政リソースの範囲内で開発プロセスを進めるように求めた。また、BRから日本提案に基づく主管庁とオペレーター間でファイリングのコメント送付機能は2026年6月中（第2クォーター）を目途に導入することが報告された。

本プロジェクトに対する日本の継続的な支援に対し、多くの主管庁とBRから謝辞が送られた。BR局長からは日本の取組みは各国の見本となる事例である点が強調された。

以上の議論を経て、RAG-33の結論の要約に以下が記述された。

- ・ WRC決議55に係る日本の寄与文書について検討し、BRに対し、財政上の制約の範囲内で本寄与文書に示された提案事項の検討を進めるよう要請した。
- ・ RAGは、e-Communicationsへの衛星オペレーターのアクセス機能の実装が2026年第2四半期に実施される予定であることを確認した。
- ・ イタリアの寄与文書については、既に予算が配分されている既存プロジェクト（e-Comment）に統合可能であることを確認した。また、イタリアのベータテストの協力申し出に謝意を示すとともに、他の主管庁に対しても、開発過程における試験利用の協力やフィードバックを要請した。

8. RAG-33の出力文書

RAG-33は、表の文書を出力した。

■表. RAG-33出力文書一覧

文書番号	タイトル	結果
TEMP/7	Working document on a preliminary draft revision of Resolution ITU-R 2-9	ITU-R決議2-9の改訂案。TEMP/12 Rev.2のToRを元に実施するCGで継続検討。
TEMP/8 Rev1	Reply liaison statement on outcomes of the fourth meeting of CWG-SFP	CWG SFPへ提出された。
TEMP/9	Note from the RAG Chair to the Council	理事会へ提出された。
TEMP/10 Rev1	Note from the RAG Chair to the Council Working Group on Financial and Human Resources	CWG FHRへ提出された。
TEMP/11 Rev2	Thirty-third meeting of the Radiocommunication Advisory Group-Draft Summary of Conclusions	RAG-33の結論の要約。回章CA/281として発出。
TEMP/12 Rev2	Terms of Reference of the RAG Correspondence Group on Improving the Conference Preparatory Meeting (CPM) Process	CPMプロセス改善に関するCGをRAG-34までの間に最大3回のオンライン会議実施し、報告書を提出することを記載したToRを承認。
TEMP/13 Rev1	Terms of Reference of the RAG Correspondence Group on Exploring Potential Improvements to the Structure and Framework of Radiocommunication Study Groups	メールアドレスでITU-R SGの体制及び枠組みの改善点を検討し、RAG-34に報告書を提出することを記載したToRを承認。

9. 次回のRAG会合

RAG-34は、2027年3月22日～25日（4日間）を予定している。



■図. RAG-33集合写真

出典：flickrのITU Picturesの投稿

<https://www.flickr.com/photos/itupictures/albums/72177720332798146/>



ITU-R SG5及びWP5A、5B、5C会合結果

総務省 新世代移動通信システム推進室 基幹・衛星移動通信課 基幹通信室

1. はじめに

ITU-R SG5（地上業務）傘下の作業部会（WP）であるWP5A、5B及び5C会合が、2025年11月17日から28日にかけて、また、SG5会合が2025年12月1日から2日にかけて、それぞれスイス・ジュネーブにて開催された（Webでの参加も可）。

ITU-R SG5は移動業務、固定業務、無線測位業務、アマチュア業務及びアマチュア衛星業務を所掌しており、議長はKyuJin Wee氏（韓国）が務めている。作業部会（WP）の構成を表1に示す。

以下では、今般開催された各会合の主要議題と主な結果について報告する。

2. WP5A 第34回会合

2.1 概要

WP5Aは、IMTを除く陸上移動業務、固定無線アクセス（FWA：Fixed Wireless Access）、アマチュア業務、アマチュア衛星業務を扱っている。審議の体制を表2に示す。第34回会合には49の加盟国、6のROA、17のSIO等から延

べ290名が参加した。日本からは19名が参加した。日本寄書3件を含む73件の入力文書を扱い、審議の結果、35件のTEMP文書を出力した。

2.2 主要議題及び主な結果

2.2.1 高度道路交通システム（ITS）

「将来のITS」とのテーマの下、その機能や今後の進化、無線通信の活用等に関するITU-R新報告を作成している。今回会合にて、日本から、V2X通信を介して提供される情報が自転車等と自動車の衝突事故を減少または回避する行動変容を促す効果があることを示す文章の追記を提案した。また、韓国の提案に基づき新報告の全体像を表す導入的文章（将来のITSは、事故ゼロ・効率的な交通を目指し、V2X通信やAI、自動運転車などの先進技術を統合して進化し、最終的に、車両・インフラ・利用者・ネットワークがシームレスに協調し、安全・効率的・快適なモビリティを提供するといった内容）が追加された。同時に提案された概念図については次回会合で更に検討することとなった。

■表1. SG5の構成

WP	所掌	議長（敬称略）
WP5A	30 MHz以上の陸上移動業務（IMTを除く）；固定業務における無線アクセスシステム；アマチュア及びアマチュア無線業務	Amy Sanders（米国）
WP5B	海上における遭難及び安全の世界的制度（GMDSS）を含む海上移動業務；航空移動業務及び無線測位業務	Gregory Baker（米国）
WP5C	固定無線システム；固定及び陸上移動業務における30MHz未満のHFシステム	El Hadjar Abdouramane（カメルーン）
WP5D	IMTシステム	新 博行（日本）

■表2. WP5Aの審議体制

	担務内容	議長（敬称略）
WP5A	Land mobile service excluding IMT ; amateur and amateur-satellite service	Amy Sanders（米国）
WG1	Wireless access systems	Michael Kraemer（Intel）
WG2	Industry applications	Gabrielle Owen（オランダ）
DG-PMSE	Programme Making and Special Events	Wolfgang Bilz（ドイツ）
WG3	Transportation industry applications	吉野 仁（日本）
DG-ITS	Intelligent transport system	Jeffrey Bellone（米国）
WG4	Other land mobile systems	Baozhen Lang（中国）
WG5	Amateur and amateur-satellite systems	Dale Hughes（オーストラリア）

2.2.2 テラヘルツ (275GHz以上)

ITU-R報告M.2417-1「周波数範囲275-450GHzにおける陸上移動通信システムの技術的・運用的特性」の改訂については、日本からの寄書に基づき、技術運用特性の送信出力密度 (dBm/GHz) 及び等価等方輻射電力密度 (dBm/GHz) のパラメータの補足説明のための脚注追加が合意された。一方、CPMSデバイスのアンテナ仰角をCPMS固定デバイスの天頂角度範囲及びCPMS移動デバイスの天底角度範囲に2分割する変更提案に対しては、ITU-R報告M.2227-2でも議論されている利用シーン例も考慮した検討結果を本文NOTEに追加して元のアンテナ仰角に戻すための議論を行ったが、米国から、CPMSの一例によるパラメータの変更は適当でなく、かつ±90度はCPMS固定・移動デバイスのすべての利用シーンを包含している特性として含めることは適切ではないとの意見により、削除が合意された。Annex 1のテキスト変更及び追加も、一部削除して合意された。次回会合でも引き続き議論される予定である。

2.2.3 アマチュア及びアマチュア衛星業務ハンドブックの改訂

前回会合からのキャリアフォワード文書及びカナダ、中国並びにEURAOからの寄与文書をもとに、アマチュア及びアマチュア衛星業務ハンドブックの改訂作業を継続し、完成させてWP5Aに上程、承認された。

3. WP5B 第35回会合

3.1 概要

WP5Bは、無線測位業務、海上移動業務及び航空移動業務を扱っている。審議の体制を表3に示す。35回会合には、63の主管庁、11のROA、16のSIO、3つの国連専門機関(ICA0、IMO、WMO)、その他の機関及びITU無線通信局等から計382名が参加した。日本からは25名が参加した。

3.2 主要議題及び主な結果

3.2.1 WRC-27議題1.8関連

231.5-700GHz帯における無線測位業務への分配/特定

に必要な共用・両立検討のための周波数帯及び技術特性に関する新報告草案向け作業文書について、前回会合で作成していた議長報告に対し、ドイツの携帯/固定及び車載レーダーの新シナリオやセンサの機能説明、パラメータの追記・修正、日本のセキュリティレーダーのユースケースの追記、中国からの新提案の非破壊検査の技術・運用特性の組み込みが行われた。これに応じて被干渉側の米国、フランスそれぞれによるEESSとの共用検討、ロシアによる移動業務・固定業務との共用検討の追記・修正が行われた。さらに、各国提案の語句の統一化や表の整理が行われ、ITU-R新報告草案に向けた作業文書(5B/TEMP/149)を作成した。

CPMテキスト案については、上記作業文書のサマ리를反映させ、また議題1.8を満たすためのMethodの方向性について合意した。

252-275GHz及び275-700GHz帯における無線測位業務システム及び関連アプリケーションの技術及び運用特性に関する新報告草案向け作業文書の作成を開始した。

3.2.2 HF帯航空移動(OR)業務関連(WRC-27議題1.9含む)

WRC-27議題1.9に関して、ITU-R新報告草案M.[Modernization of HF AM(OR)S]に関する作業文書については、新HFシステムの定義、ALEの扱い、保護基準(I/N long-term)の明確化、伝搬モデルの具体化等を巡り議論が行われ、意見を踏まえた修正の上で議長報告に添付され、次回会合へ持ち越された。

また、CPM文書の作成が本会合から開始された。基本的に作業文書において検討されている内容がベースとなっているが、RRの修正を行わないNOCを記載したMethod Aと新しいHF帯システムの導入をRR上で規定するMethod Bが整理された。フランス提案により一部未確認事項はスクエアブラケット扱いとした上で、CPM文書は議長報告に添付され、次回会合へ持ち越された。

表3. WP5Bの審議体制

WP/WG	検討案件	議長(敬称略)
WP5B	無線測位業務、航空移動業務及び海上移動業務	G. Baker(米国)
WG5B-1	無線測位業務関係(WRC-27議題1.8、各種レーダー等)	A. Kormed(エジプト)
WG5B-2	航空移動業務関係(WRC-27議題1.9含む)	G. Novella(フランス)
WG5B-3	海上移動業務関係	F. Liu(中国)



4. WP5C 第33回会合

4.1 概要

WP5Cは固定無線システム並びに30MHz以下の固定及び陸上移動業務のシステムに関する技術的検討を行っている。審議の体制を表4に示す。第33回会合には、53か国、29機関から約250名が参加し、日本からは7名が参加した。今回合会では日本からの寄与文書4件を含む64件の入力文書（前回合会から持ち越された入力文書を除く）について審議が行われ、29件の出力文書が作成された。

■表4. WP5Cの審議体制

グループ	担務内容	議長（敬称略）
WP5C Plenary		El Hadjar Abdouramane (カメルーン)
WG5C-1	周波数及び技術的事項	大槻信也（日本）
WG5C-2	共用・両立性とWRC議題	N. Ali（英国）
WG5C-3	全般的な課題とHF	H. Mazar（ATDI）

4.2 主要議題及び主な結果

4.2.1 450–1000GHz帯で運用する固定業務アプリケーションの技術・運用特性 (ITU-R新報告F. [FS.CHAR. 450–700GHz] 関連)

日本提案に基づき内容の更新を行うとともに、対象上限周波数を1000GHzから700GHzに変更することが合意された。

4.2.2 275–450GHzで運用されるP-P固定業務アプリケーションの技術運用特性

ITU-R報告 F.2416-1の改訂について文書ステータスを作成文書から報告改訂草案に格上げすることが合意された。

4.2.3 92–95GHzで運用される固定業務システムの無線周波数チャンネル配列

ITU-R勧告 F.2004の削除について次回合会において継続議論とすることが合意された。

4.2.4 固定業務システムの無線周波数配列

日本提案に基づき、ITU-R勧告 F.724-11の改訂について作業を開始することが合意された。併せて勧告本文の全体的な見直しが必要であることが指摘された。

4.2.5 ITU-R報告F.2323-2改訂関連審議

最近のITU-Rでの研究の進捗に合わせて内容の更新を

行うとともに、固定業務用周波数におけるIMT技術の利用と混同しそうな部分について修正を行い、文書ステータスを作成文書から報告改訂草案に格上げすることが合意された。ただし報告改訂草案への格上げについて次回は行わない旨を議長報告に記載することとなった。

4.2.6 WRC-27議題1.10関連審議

共用検討に関する作業文書は、今回合会までに提出されたすべての寄与文書を統合して更新されたが、各寄与文書の具体的な審議は行われず、使用する前提条件等の共通化に向けた論点の整理の議論が進められ、合意された内容が作業文書に追記された。今後実施される共用検討の結果には選択された前提条件やその理由などを明記することが求められる。また、CPMテキスト案に関する寄与文書に基づき骨組みとなる文書が作成されたが、共用検討の結論は暫定であり、Methodについても記載はされなかった。CPMテキスト案は次回完成させる必要がある。

5. SG5第23回会合

2025年12月1日から2日にかけて開催された第23回会合には、49か国の主管庁及び関連機関から299名が参加した。日本代表団としては、総務省、通信事業者、メーカ、研究機関等から32名が出席した。

本会合では、計74件の入力文書が審議された。勧告案については21件が本会合に提出され、4週間以上前に提出された10件は本SG会合で採択され郵便投票に付され、8件はPSAA（同時採択・承認手続）に付された。通常の郵便による採択手続をとることで合意した3件については、郵便による採択手続の後、郵便投票による承認手続に付されることとなった。また、研究課題改訂案1件が採択されるとともに、報告案7件が承認された。

■表5. 今会合での採択等又は承認の状況

	採択等された勧告		採択された研究課題案		承認された報告案	
	新	改訂	新	改訂	新	改訂
WP5A	1	4	0	1	1	0
WP5B	1	5	0	0	1	0
WP5C	2	3	0	0	1	0
WP5D	2	3	0	0	3	1
合計	6	15	0	0	6	1
	21		1		7	



6. 今後の予定

今後のSG5関連会合の開催日程は以下のとおりである。

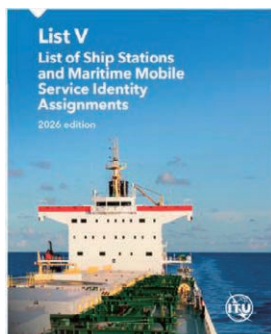
会合	日程	場所 (予定)
WP5D	2026年2月3日から12日	(ジュネーブ)
WP5A	2026年5月18日から26日	
WP5C	2026年5月18日から29日	
WP5B	2026年5月19日から28日	
WP5D	2026年5月27日から6月5日	
WP5D	2026年9月28日から10月8日 (暫定)	
WP5A/5B/5C	2026年11月16日から27日	
SG5	2026年11月30日から12月1日	

7. おわりに

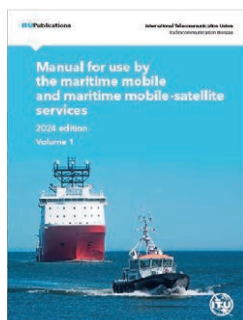
各WPにおいて、2027年にWRC-27を控え、WRC-27議題の検討が本格化するとともに、ITU-R勧告案・報告案の検討が活発に行われた。また、SG5では、それら多数の勧告案・報告案の採択・承認が行われた。

今回の会合においても、日本から積極的に議論に貢献できたことは、長時間・長期間にわたる議論に参加された日本代表团各位、会合前の寄書作成や検討に貢献された関係各位のご尽力のたまものである。この場を借りて感謝するとともに、引き続きのご協力をお願いできれば幸いである。

国際航海を行う船舶局に必須の書類 好評発売中！



-New!-
船舶局局名録
2026年版



海上移動業務及び
海上移動衛星業務で使用する便覧
2024年版



海岸局局名録
2025年版

お問い合わせ: hanbaitosho@ituaj.jp





ITU-R SG7 (科学業務) 関連会合報告

総務省 総合通信基盤局 電波部 基幹・衛星移動通信課 国際係長 いづか 飯塚 ゆうた 悠太

1. はじめに

科学業務（標準周波数報時業務、宇宙運用業務、宇宙研究業務、気象衛星業務、地球探査衛星業務、電波天文業務等）を所掌するITU-R（無線通信部門）SG7（Study Group 7: 第7研究委員会）会合及びその配下のWP（Working Party: 作業部会）であるWP7A、WP7B、WP7C及びWP7D会合が、2026年3月2日～13日にわたって開催された。今回会合はITU本部（ジュネーブ）での対面会合に加え、オンライン会合も同時に行うハイブリッド方式であった。日本からは、総務省、宇宙研究開発機構（JAXA）、情報通信研究機構（NICT）、国立天文台、電波産業会（ARIB）、KDDI、三菱総合研究所、ワシントンコアから計17名が参加した。うち、11名は対面会合に参加した。

2. WP7A会合

WP7Aは、標準時及び標準周波数の通報に関する事項を扱う作業部会であり、J. Achkar氏（フランス）が議長を務め、プレナリに割り振られた入力文書、各WGからの出力文書について審議した。本会合には、33か国の主管庁や5のROA*や他団体及びITU事務局から合計156名が出席し、1件の入力文書について審議が行われ、2件の出力文書が作成された。本会合の審議体制は表1のとおりである。

■表1. WP7Aの審議体制

WP/DG	検討案件	議長
WP7A Plenary		J. Achkar氏（フランス）
DG-1	WRC-27議題1.15関係	J. Pla氏（フランス）
DG-2	ITU-R 勧告TF.460	W. Lewandowski氏（ポーランド）
DG-3	Handbook	A. Bauch氏（ドイツ）

■表2. WP7Bの審議体制

WP/WG/DG	検討案件	議長
WP7B Plenary	WGに割り当てられない文書及び複数のWGで作業を分担する文書	Catherine Sham氏（米国）
WG7B-1	静止衛星及び静止軌道以下のSRS及びSOS等	Ted Berman氏（米国）
WG7B-2	WRC-27議題1.15関係（静止軌道以遠の宇宙研究業務及び宇宙運用業務等）	Kevin Knights氏（オーストラリア）
WG7B-3	地球探査衛星業務（EESS）及び気象衛星（MetSat）業務等	Philippe Tristant氏（フランス）

今会期中に完了を予定している「Handbook on Selection and Use of Precise Frequency and Time Systems」の改訂について、W. Walls氏（米国）とJ. Levine氏（米国）が議長を務めるDGにて議論された。

2026年3月に更新された執筆担当表に基づき、CG議長のArias氏より担当者変更や執筆状況に関する説明が行われた。第1章から第3章については、既に原稿が完成しており、現時点で特段の修正事項はないことを確認した。第4章については、「位相雑音」に関する原稿が今月中に提出予定であることが報告された。また、第5章及び第7章については、入力文書に基づく議論が行われて、逐次レビューを実施し、参照データの更新、章構成の整理、RINEX・CGGTTSの参照方法、単位系や定数値の確認、GNSS/RNSSに関する記述の確認等を行った。また、Bauch氏より第4章から第7章までの目次及び執筆状況を整理した資料が提示され、各章の進捗状況や構成の妥当性について確認を行った。執筆体制については、退職したWhibberley氏の後任としてShemar氏が第6章及び第8章を担当することとなったほか、第6章の「NTP、PTP、White Rabbit等」についてはLipinski氏が新たに担当することとなった。また、第9章はタイトル変更が行われ、光周波数標準に関する内容を分担執筆中であることが報告された。

3. WP7B会合

WP7Bは、宇宙運用業務、宇宙研究業務、気象衛星業務、気象援助業務のためのTT&C等の送受信に関する事項を扱う作業部会であり、Catherine Sham氏（米国）が議長を務めた。39か国の主管庁、12のROAや他団体及びITU事務局から合計241名が出席した。日本からの寄書3件を含む43件

* Recognized Operating Agency: 認められた事業者

の入力文書について検討が行われ、計16件の出力文書が作成された。本会合の審議体制は表2のとおりである。

3.1 月周辺通信に関する検討 (WRC-27議題1.15関連)

CPMテキスト案については、作業文書をCPMテキスト案へ格上げする提案がなされたが、一部から時期尚早との意見が示された。また、オフラインでの議論の結果、Methodは単一構成ではなく周波数帯ごとに整理する方針となり、既存の決議680は更新せず、新たな決議を検討する方向となった。第3章(共用・両立性検討結果)については、主に検討結果の記載方法や用語整理を中心に議論が行われた。比較表等が整備されるまで結果を暫定扱いとするべきとの意見や、技術・運用特性はITU-R勧告及び報告に基づくことを明確化すべきとの指摘があった。また、「共用検討」と「両立性検討」の用語整理、マージン量の記載方法、保護基準の適用、作業文書の参照方法等について議論が行われ、一部事項は編集者注記又は暫定扱いとして継続検討となった。

3.2 ITU-R報告SA.2488

本報告は、干渉評価や共用検討のため、さまざまな周波数帯で運用されるEESS及びMetSatの運用特性をまとめたものである。我が国から、新たに衛星の情報(Satellite BU (GOSAT-2))の諸元を追加する寄与文書を提出している。本文書は2027年に完成させることを念頭に作業を進めてきたことから、完成時期についての議論は結論に至らなかったが、今回会合で勧告改訂草案に格上げを提案することで合意された。

3.3 ITU-R新勧告草案SA.[2.0 GHz SRS & EESS CHAR]

2025-2120MHz帯(地球から宇宙)に分配されているSRSとEESSの技術運用特性をまとめた、ITU-R新勧告草案SA.[2.0GHz SRS & EESS CHAR]の策定が進められている。本会合では、同じく2GHz帯のSOSシステムの技術運用特性を含むITU-R勧告SA.2169(干渉の評価と共用

検討に使用するための2025-2110MHz(地球から宇宙)(宇宙から宇宙)及び2200-2290MHz(宇宙から地球)(宇宙から宇宙)の周波数帯で運用されるSOSシステムの技術運用特性)及びITU-R報告SA.2488との区別を明確にすべきであること及び同一のシステムが複数の勧告に掲載されているといった課題が指摘されたことから、本会合での新勧告案への格上げは見送られ、他の関連文書との統合や整理を含めた対応を検討することになった。勧告改訂草案のステータスで議長報告に添付し、持ち越すことで合意された。

3.4 ITU-R勧告SA.2169

ITU-R勧告SA.2169は、2025年6月に新勧告として承認されたが、上述のITU-R新勧告草案SA.[2.0GHz SRS & EESS CHAR]の作業を進める中で、内容の整理が必要であることが認識されたことから、SOSシステムの特性情報の追加提案など、同勧告の改訂を提案する寄与文書が提出された。我が国から、本ITU-R勧告は新たに発行されたばかりであるため、少なくとも2年が経過した2027年の改訂とすべきであるとの意見を述べ、了知された。

4. WP7C会合

WP7Cは、地球探査衛星業務、気象援助業務、宇宙研究業務の能動・受動センサーアプリケーションに関する事項を扱う作業部会であり、Bruno Espinosa氏(欧州宇宙機関)が議長を務めた。

本会合には40か国の主管庁、2のROAや他団体及びITU事務局から合計264名が出席した。日本からの寄書5件を含む62件の入力文書について審議が行われ、32件の出力文書が作成された。本会合の審議体制は表3のとおりである。

WG7C-2ではEric Allaix氏(フランス)が議長を退任するため、少なくとも今回会合ではBharat Dudhia氏(英国)

表3. WP7Cの審議体制

WP/WG/DG	検討案件	議長
WP7C Plenary	WGに割り振られない課題	Bruno Espinosa氏 (ESA)
WG7C-1	能動センサーに関する課題	三留 隆宏氏 (日本)
WG7C-2	気象援助及び宇宙天気	Bharat Dudhia氏 (英国)
DG AI 1.17	WRC-27議題1.17	Ralf Ewald氏、Kristina Jasper氏 (ドイツ)
WG7C-3	受動センサーに関する課題	David Franc氏 (米国)
DG AI 1.18	WRC-27議題1.18 (resolves1)	Bun-Ret Ly氏 (カナダ)
DG AI 1.19	WRC-27議題1.19	Yan Soldo氏 (ESA)
DG NGSO 18 GHZ	ITU-R報告草案RS.[NGSO-18-GHZ]に向けた作業文書	Stephan Winter氏 (ドイツ)
DG 18 GHz RFI	18.6-18.8 GHz帯における水面反射からEESS(受動)センサーが受ける干渉解析についてのITU-R新報告草案	Paolo DE Matthaeis氏 (IEEE)



が議長を務めることが合意された。また、WG7C-3では、前回会合ではJohn Zuzek氏（米国）が議長代理を務めたが、前々回会合まで議長を務めていたDavid Franc氏（米国）が復帰することで合意された。

4.1 受信専用宇宙天気センサー及びその保護に関する規則条項（WRC-27議題1.17関連）

CPMテキスト案については、日本、仏独スイス共同、ブラジル及び米国、それぞれの提案内容を取れんし、一本化する作業を経て、Method Aの無線通信規則（RR）第5条の脚注改正案及び通告資料に関する規定案が更新された。また、エジプト・ナミビア・サウジアラビアの共同提案を基に、新Method（Method B）が作成された。2つのMethodの主な違いは、前者が610MHz帯を含む、6つの候補帯すべてについて気象援助業務（宇宙天気）への新規分配を提案するのに対し、後者が610MHz帯を除く5帯域としている点である。

保護基準の勧告については、前回会合で2つの案が併記された太陽スペクトル計の保護基準案が1つに絞り込まれ、また、惑星空間シンチレーション（IPS）モニタの保護基準値が更新され、内容的に完成した。他方、610MHz帯に関するエジプトの懸念をもとに、Editor's noteが付された。新勧告案がほぼ完成したことを受けて、文書のステータスを作業文書から草案に格上げされた。

4.2 4200–4400MHz及び8400–8500MHzの周波数帯における、地球探査衛星業務（受動）への全地域の一次分配の検討（議題1.19関連）

Drafting Groupが設置され、CPMテキスト案に向けた作業文書の更新作業を行った。3.7–4.2GHz帯における移動業務との共用に関する節では、隣接帯域保護に関する記載の削除や、ガードバンドに関する説明の明確化を求める

提案があった。一方で、これらは研究結果事実の記載であり、規制的内容を含めるべきではないとの意見も示された。議論が収束しなかったため、該当箇所は保留扱いとなり、次回会合で継続検討されることとなった。

4.4–4.5GHz帯におけるIMTとの共用に関する節では、研究結果として列挙された複数の検討について、前提条件の違いに関する説明を追加すべきとの指摘があった。また、一部の研究結果は統合可能との意見が示された一方、研究シナリオが異なるため統合すべきでないとの主張もあった。さらに、将来のIMT特定に関する規制的な記述を削除すべきとの提案に対し、研究結果の要約にすぎないとして反対意見が示され、最終的に制限値の記載は一例である旨が追記された。

5. WP7D会合

WP7Dは、電波天文に関する事項を扱う作業部会であり、Balthasar Indermuehle氏（オーストラリア）が議長を務めた。今回会合には、37か国の主管庁、17のROAや他団体及びITU事務局から合計226名が出席した。日本からの寄書1件を含む48件の入力文書について審議が行われ、18件の出力文書が作成された。本会合の審議体制は表4のとおりである。

5.1 非静止衛星システムの干渉からの特定のラジオ・クワイエット・ゾーンで運用される電波天文及び特定の周波数帯の一次分配の電波天文業務を保護するための技術上、規則上の規定に関する検討（WRC-27議題1.16関連）

CPMテキスト案は先回会合から開始され、本会合でも引き続き検討された。決議681のresolvesを4つのIssueに整

■表4. WP7Dの審議体制

WP/WG/DG	検討案件	議長	
WP7D Plenary		Balthasar Indermuehle氏（オーストラリア）	
WG7D-1	WRC-27議題1.16関係	Jonathan Williams氏（米国）	
WG7D-2	WRC-27議題1.18関係	Yvan Thomas氏（フランス）	
	DG CPM text	CPMテキスト案	Yvan Thomas氏（フランス）
	DG Rec. [ANTREF-45GHz]	45GHz以上の帯域におけるアンテナパターンに関する新勧告案	Yvan Thomas氏（フランス）
	DG [RAS-SAT 71-235 GHz]	新報告草案ITU-R [RAS-SAT 71-235 GHz]	Yvan Thomas氏（フランス）
WG7D-3	議題1.16及び1.18以外のWRC-27議題、研究課題、その他	Balthasar Indermuehle氏（オーストラリア）	
	DG SZM	Shielded Zone of the Moon関連文書	Emma van der Wateren氏（CRAF）
	DG IMT-6GHZ	新報告草案ITU-R RA. [IMT-6GHZ]	Frank Schinzel氏（米国）
	DG SATCON-AGG	新報告草案ITU-R RA. [SATCON-AGG]	Gyula Józsa氏（ドイツ）
	DG UEMR	UEMRに関する新報告草案作業文書	Balthasar Indermuehle氏（オーストラリア）

理する構成（Issue A：resolves 1、Issue B：resolves 2、Issue C：resolves 3、Issue D：resolves 4-6）とすることで合意された。

Issue Aでは、電波天文保護のための閾値を既存勧告に基づきRR脚注へ記載する提案や、現行規定を維持する案が示された。epfd制限の扱いについては、その算出方法やRR Appendix 4への記載方法を巡って議論が行われた。また、勧告をRR脚注で引用することについて、勧告遵守を事実上義務化するものではないかとの懸念が示された一方、電波天文の干渉評価には複雑な計算が必要であり、関連勧告の引用が不可欠との意見も出された。

Issue Bでは、関連する研究結果をITU-R報告として取りまとめ、新報告草案ITU-R RA. [AGG-NGSO-ABOVE-10 GHZ] に向けて作業を進めることで合意された。

Issue Cでは、RR Article 22にRQZに関する条項を追加すること、更に特定のRQZの重要性を認識しRQZでの電波天文観測を遂行するために実行可能なすべての措置を求める決議案が提案された。これに対し、RR内での適切な位置付けや、“voluntary basis” のような表現をRRに含めることの是非、既存の国際登録制度で十分ではないかなどの意見が示された。一方で、従来とは異なる形でRQZの国際的認知を図る必要性や、既存データベースだけでは十分な可視性が確保されないとの指摘もあった。また、RQZでは電波天文に分配のない周波数帯も観測対象となっていることから、それらをRR上で扱うことに慎重な意見も示された。

6. SG7会合（2026年3月13日）

SG7会合は、WP7A、WP7B、WP7C及びWP7Dから提出された勧告案、報告案及び研究課題案の審議等を行う場である。本章では、2026年3月13日に開催されたSG7会合での結果概要を紹介する。

42か国の主管庁、2のROAや他団体及びITU事務局から合計186名が出席した。日本からは12名が出席した。25件の入力文書について検討が行われた。

- ・ ITU-R新勧告案1件、ITU-R勧告改訂案3件（表5）、合計4件が審議され、郵便投票に付された。
- ・ ITU-R新報告案2件、ITU-R報告改訂案2件、合計4件

が審議され、郵便投票に付された。

- ・ ITU-R研究課題改訂案2件が審議され、郵便投票に付された。
- ・ ITU-Rハンドブック改訂案3件が審議され、承認された。

6.1 ITU-R 新勧告案の承認

前回（2025年9月）会合でWP7Dから上程された測地VLBIに関する新勧告案RA. [GEOVLBI] が審議された。測地VLBIとは、複数の電波望遠鏡で電波天体を同時観測し、地球の形と動きを測定する手法でWRC-31での新規議題化に向け、新勧告案が作成されていた。一部文言の修正が行われたのち、WP7Dでの審議段階で二段階方式を求める意見があったことを踏まえ、採択、承認の二段階手続きに付すことで合意した。

6.2 ITU-R勧告改訂案の承認

■表5. ITU-R勧告改訂案一覧

報告番号	表題	担当WP
RS.515-5	Frequency bands and bandwidths used for satellite passive remote sensing	WP7C
RS.577-7	Frequency bands and bandwidths used for satellite passive remote sensing	WP7C
TF.374-6	Precise frequency and time signal transmissions	WP7A

RS.515-5及びRS.577-7の2件については、PSAA（採択・承認同時手続き）に、TF.374-6については、WP7Aで承認された直後であることなどの理由から、採択、承認の二段階手続きに付すこととなった。

7. 次回以降の会合予定

今後のSG7関連会合の予定が以下のとおり示された。

- ・ WP7B、7C、7D：2026年9月14日～24日 ジュネーブ
 - ・ SG7：2026年9月25日 ジュネーブ
 - ・ WP7A、7B、7C、7D、SG7：2027年3月 ジュネーブ
- ※詳細は未定

8. おわりに

末筆ながら本会合に向けてご準備・ご対応いただいた日本代表をはじめ、関係各位にこの場を借りて感謝申し上げます。我が国の意見が反映されるよう、引き続きご協力を賜れば幸いです。



第33回ITU-D電気通信開発諮問委員会 (TDAG-26) 結果概要



総務省 国際戦略局 国際戦略課 国際機関室 すずき かつひろ
鈴木 勝裕

1. はじめに

2026年4月7日から10日にかけて、ITU電気通信開発部門 (ITU-D) の諮問委員会である電気通信開発諮問委員会 (TDAG: Telecommunication Development Advisory Group) 第33回会合がスイス・ジュネーブで開催された。本会合は、世界電気通信開発会議 (WTDC-25、2025年・アゼルバイジャン・バクー) 後の最初のTDAGであり、また、2026年の全権委員会 (PP-26) を目前に控えた時期に実施された点で、今会期 (2026年-2029年) のITU-Dの実装フェーズを方向付ける会合として重要なものであった。

本会合では、コートジボワールのRegina Fleur A. Bessou議長の下で運営され、参加者は計192名 (71の加盟国) であった (うち対面参加が119名、遠隔参加が73名)。

本稿では、会合の全体像と主要論点等を中心に報告する (図1)。

2. 会合の位置付けとITU幹部の期待

TDAGは、ITU-Dの活動計画・優先事項・戦略・運用計画・財政事項等について、BDT (Telecommunication Development Bureau) 局長に助言を行う枠組みであり、会合ではWTDCで合意された成果を実行へ移すための点検と方向付けが行われた。会合冒頭では、ボグダン事務総局長が、世界の4分の1が依然としてオフラインである状況

に触れつつ、デジタル格差解消に向けたITU-Dの役割の緊要性を強調した。また、WTDC-25の成果として、行動計画、地域イニシアチブ、新決議 (開発のためのAIに関するWTDC初の決議を含む) が採択されたことを踏まえ、決定事項を具体的なインパクトに結び付ける実装志向の議論を促した。

また、他部門からは、尾上誠蔵電気通信標準化局長が、標準化 (ITU-T) と開発 (ITU-D) が相互補完的であること、標準が技術基盤を与え、開発活動が実装・能力構築・市場への波及を支えることを述べ、部門間の連携強化を訴えた。ザバザバBDT局長も、今次会合がWTDC-25後の「決定から実装への移行」である点を強調し、コネクティブティヤスキルの格差、持続可能なデジタル変革、包摂性と人間中心の成果に焦点を当てるべきと述べた。

3. 主要議題①: WTDC-25成果の実装 (行動計画・指標・運用計画)

本会合の中核は、WTDC-25で採択されたバクー行動計画 (Baku Action Plan) 等の成果を、今会期 (2026年-2029年) の活動として実装するための具体化であった。会合ではWTDC-25成果の整理 (行動計画、宣言、決議、地域イニシアチブ、研究課題の再編等) に関する報告が提示され、加盟国からは、グローバルなマנדートを国・地



■ 図1. TDAG第33回会合出席者 (ITU flickrより)

域レベルの測定可能な成果へと具体化する必要性が強調された。また、手続の合理化や継続性確保（研究課題再編後の知見の継承等）に関する意見も示され、実装段階の運営改善が論点となった。

さらに、Kigali Action Plan（2023年-2025年）の実装状況が共有され、前会期で得た知見を今会期へ継承する重要性が確認された。加えて、バクー行動計画の実施をモニタリングするための枠組み（成果・アウトプット・指標の結び付きを明確化するもの）が提示され、継続的な報告・ダッシュボードの活用を通じて、透明性と実装志向を強化する方向性が共有された。

また、実装の具体的な基盤としてのITU-D Operational Plan 2026（OP-26）が審議され、TDAGは同計画を承認した。OP-26は、結果重視の運用原則の下、バクー行動計画及びWTDC-25地域イニシアチブと整合させつつ、2026年の具体的な活動へ落とし込むものであり、TDAGとして実装フェーズの「運用上の橋渡し」を位置付けた点に意義があった。

4. 主要議題②：関連プロジェクトの財政と実装（透明性・資源動員）

WTDC-25で採択された決議・地域イニシアチブの実施を支える財政面は、会合全体を通じて重要論点であった。BDTは、関連プロジェクトの実装に関して、追加資源の動員、通常予算によるシード資金（seed funding）を活用した任意拠出金の導引アプローチを説明し、通常予算による過度な負担を避けつつ、柔軟性とインパクトを高める考え方を示した。

一方、加盟国からは、決議の財政見積りの方法論や対象範囲に関する透明性向上を求める意見が提示され、BDTに対し、他決議の含意や算定の考え方等について追加情報提供を求める整理がなされた。また、地域イニシアチブの財政についても、前会期の経験を踏まえた現実的な資金枠の提示、共同資金要件が脆弱国（LDC等）に与える影響への配慮、説明の明確化などが議論された。これらを踏まえ、2026年の理事会宛てリエゾン文書の承認を含むフォローアップが整理された。

また、ITU-D関連プロジェクトの概況、プロジェクト管理・説明責任の強化に係る取組み（研修、内部のプロジェクトボード、報告改善等）が紹介され、プロジェクトが開発活動の主要な実施手段であることが再確認された。また中国からは、プロジェクト成功事例集の体系的な発信に関する

提案がなされ、パートナー誘引と資源動員の観点から支持が得られた一方、個別企業の宣伝とならぬよう受益者インパクト中心の編集、倫理面の配慮、バランスの取れたガバナンスの必要性が指摘された。資源動員に関しては、任意拠出金がITU-D財源の重要部分を占める点が共有され、透明性と倫理的セーフガード（デューデリジェンス等）を確保しつつ、成果の見える化によって信頼と協力を拡大していく方向性が確認された。

5. 主要議題③：地域プレゼンス（地域・エリアオフィス）と実装現場の強化

今会期で成果を現場に届ける上で、地域・エリアオフィスを含む「地域プレゼンス」の重要性が改めて焦点化された。BDTは、理事会の要請に基づき、2025年7月から実施した地域プレゼンスのレビュー結果を提示し、調査が証拠に基づく中立的な手法（アンケート、デスク調査、インタビュー等）で期限内に完了したことを説明した。多くの加盟国がレビューの深度と質を評価し、地域オフィスが加盟国支援・能力構築・地域イニシアチブ実装の主要インタフェースである点を再確認した。同時に、地域レベルの財政・人員・プロジェクト実施状況等の可視化、指標に基づく効果検証、需要主導の協議強化といった改善余地が示され、2026年の理事会で詳細議論が行われる見通しが確認された。

また、地域参加を強化する枠組み提案（Regional Collaboration Exchange）については、目的（透明性・参加促進）への支持がある一方、既存メカニズムとの重複、資源負担、統合の必要性が指摘され、パイロットや既存枠組みとの統合を含め、精緻化を促す形で整理された。さらに、米州地域のエリアオフィス移転（テグシガルパからパナマシティ）については、ホスト国協定の署名等の進捗が共有された。

6. 主要議題④：研究委員会と重点テーマ（AI、IPv6、レジリエンス等）

研究委員会（Study Group 1及び2）の作業計画とスコープが報告され、研究課題の整理（7から5への絞り込み等）による効率化、暫定成果物の活用、部門間・研究委員会間の連携強化が確認された。特に、AIやデータ駆動型政策、統合デジタルインフラ、信頼・安全・レジリエンス、包摂的デジタル変革といった新たな重点領域が、研究委員会の作業にも反映されることが共有された。

また、ベトナムから、AI等の新興技術のリスクに対する



途上国支援、IPv6移行加速、統合デジタルインフラ（相互運用性・オープンAPI・サンドボックス等）、デジタルインフラのレジリエンス／持続可能性（災害・海底ケーブル障害・エネルギー制約等）に関する提案が提示され、いずれもWTDC-25の優先事項と整合するものとして「留意（take note）」され、研究委員会等での知見共有・寄書提出が奨励された。これらは、途上国における政策・技術・能力面のギャップを踏まえ、具体的な支援（政策ガイダンス、能力構築、経験共有）を求める問題意識として読み取れた。

7. 他部門連携（ISCG）とリエゾン文書

「One ITU」を支える部門横断の調整役として、Inter-Sector Coordination Group（ISCG）の進捗が報告され、ウェブサイト改善や決議・活動のマッピング等を通じた重複回避・整合性向上の取組みが共有された。TDAGは、ISCGへの代表として2名を指名し、引き続き調整を進める体制を確認した。

また会合では、TSAG（ITU-T側）からのデジタル変革・持続可能性に関するリエゾン文書への対応、CWG-SFP（戦略・財政計画作業部会）への返信、地域イニシアチブ資金配分に関する理事会宛てリエゾン文書、地域プレゼンスレビューに関する理事会宛てリエゾン文書等、複数の文書等が承認された。これらは、実装フェーズにおける政策的一貫性、財政・計画面での整合、部門間の重複排除を確保するために重要なものとなった。

8. 周辺行事

本会合では、新規参加者向け説明会、ダッシュボード／指標に関する情報セッション、Network of Women（NoW）イベント、サウジアラビア提供の規制ワークショップ等のサイドイベントも開催され、包摂的な参加促進と情報共有の強化が図られた。また、地域事務所長によるインタビュー形式のセッションでは、WTDC-25の地域イニシアチブの実装を軸に、地域ごとの優先事項、資源動員、本部と地域事務所との連携、シード資金の触媒効果など、現場目線の議論が行われた。

また、会合中、BDT事務局との間で、オーストラリアと

の協力覚書（アジア太平洋地域でのデジタル変革戦略支援等）への署名、ヨルダン・タイ・ブルネイ・Qualcomm等とのパートナーシップ締結等が紹介され、実装加速に向けた様々な連携の動きが見られた。更にGSR-26（Global Symposium for Regulators 2026）のホスト国協定署名式が行われ、トルコが2026年5月12日～15日にアンカラで開催する旨が案内された。



図2. オーストラリアとの協定署名の様相（ITU flickrより）

9. おわりに

本会合は、WTDC-25の成果を「実装」へ移す最初のTDAGとして、①行動計画のモニタリング枠組みとダッシュボード等による結果志向の強化、②決議・地域イニシアチブ実施に伴う財政の説明責任と透明性、③地域プレゼンスを核とする現場実装力の向上、④研究委員会の活動の焦点化と新興課題（AI、IPv6、レジリエンス等）への対応、⑤部門間連携を一体として点検した会合であった。

今後は、2026年の理事会（Council-26）での財政・地域プレゼンス等の議論の深化、PP-26に向けた部門横断的な争点整理並びにBaku Action Planの成果を示すための指標運用の成熟等が、ITU-Dの信頼と協力拡大を左右する見通しである。透明性と実装成果の「見える化」を軸に、加盟国・パートナーの納得感を高めつつ、包摂的な接続性の確保とデジタル変革の加速へとつなげていくことが重要であると考えられる。

APT PP26-2及びAPT PP26-3の結果概要



総務省 国際戦略局 国際戦略課 国際機関室 **さとう たえ**
佐藤 多恵

1. はじめに

2026年11月9日から27日にかけてカタール・ドーハで開催が予定されているITU全権委員会議（ITU PP-26）に向け、アジア太平洋地域における共同提案の調整を目的として、APT第2回準備会合（APT PP26-2）が2026年1月28日・29日の2日間、オンライン形式で開催された。我が国からは、総務省国際戦略課国際機関室の長屋室長、浅川補佐、小熊主査及び佐藤主査が参加し、我が国を含むアジア太平洋地域の約23か国から総勢約150名が出席した。

引き続き、APT第3回準備会合（APT PP26-3）が2026年3月30日から4月3日にかけて、タイ・バンコクにおいて対面形式で開催された。我が国からは、総務省国際戦略局の桐山次長、同局国際戦略課国際機関室の長屋室長、堀川交渉官、浅川補佐及び佐藤主査が現地へ赴き参加した。本会合には、我が国を含む約20か国から約100名が現地へ参加した。



■ 図1. 会議の様相

2. 各WGの結果概要

(1) WG1の議論概要

WG1は、ITUの憲章・条約（CS/CV）の改正及び各種決議の改正をはじめ、政策・法的側面に関する事項を審議する作業部会である。

APT PP26-2では、計4件の寄書が審議された。まず、

PP-26においてもCS/CVの安定維持の原則を堅持することの重要性が改めて確認された。また、ベトナムから、決議186（宇宙活動における透明性及び信頼醸成措置に関するITUの役割の強化）、決議218（「Space2030」アジェンダの実施におけるITUの役割）及び決議219（宇宙業務が使用する無線周波数スペクトル及び関連する衛星軌道資源の持続可能性）に対する各改正提案が提出されたが、いずれも引き続き検討が必要と判断され、次回会合への持ち越しとなった。

APT PP26-3では、前回会合からの継続文書を含む計15件の文書が審議された。なお、決議140（WSIS（情報社会世界サミット）の成果等に関する事項）及び決議214（AIに関する事項）については、前回会合においてWG3で審議されていたが、APT PP26-3の前日に開催された運営委員会（Steering Committee）において、本会合以降はWG1が所管することとされた。

宇宙関連の決議186、決議218及び決議219については、前回からのベトナム提案に加え、中国及びインドからも新たな提案が提出され、計7件の文書が審議された。アドホック会合を経てもなお結論には至らず、APT PP26-4への持ち越しとなった。決議140については、インド及び中国からの計2件の文書を審議し、アドホック会合において暫定APT共同提案草案を作成するなど一定の進展が見られたものの、引き続き検討が必要とされ、同様にAPT PP26-4に持ち越された。決議122（WTSA（世界電気通信標準化総会）の役割）についても、中国からの1件の文書を審議し、アドホック会合を経て暫定APT共同提案草案を作成したが、継続審議となった。決議214については、インド・ベトナム・中国からの計3件の文書を審議し、ITUのマンデートを踏まえた決議改正の要否について意見交換が行われたが、オーストラリア及び韓国が決議214改正に強く反対し、継続審議となった。さらに、決議123（先進国と途上国間の標準化格差の解消）及び決議177（適合性及び相互運用性）についても、それぞれ中国・インドから各1件の文書が提出され審議されたが、いずれも引き続き検討が必要と判断され、次回会合への持ち越しとなった。



(2) WG2の議論概要

WG2は、ITUの組織運営や財務・人事管理など、ITUの管理・運営に関する事項を審議する作業部会である。

APT PP26-2では、インドネシアから決議25 (ITU地域プレゼンスの強化) の改正提案が提出され、他の加盟国からもおおむね歓迎された。しかしながら、ITUの地域プレゼンスに関する調査結果が2026年のITU理事会 (同年4月28日～5月8日開催予定) において報告される予定であることから、その結果を踏まえた上で改めて検討すべきとの意見が示され、合意形成は次回会合への持ち越しとなった。

APT PP26-3では、計2件の寄書が審議された。インドネシアが引き続き提案している決議25については、ITU理事会の審議結果を待つ必要があるとして、その後に開催されるAPT PP26-4において審議することが確認された。また、中国からはITUの財務管理における透明性の強化を目的とした新たな決議案が提案された。これに対し、オーストラリア、日本、韓国、ニュージーランド、タイ、マレーシア等から多様な意見が示され、引き続き検討が必要と判断された。今後、中国が関心を有する加盟国とのオフライン協議を行い、APT PP26-4に向けて文書を更に精査していくこととなった。

(3) WG3の議論概要

WG3は、インターネットに関する公共政策や情報社会の包摂性に関するデジタルリテラシーをはじめ、公共政策に関わる諸課題を審議することを目的とする作業部会である。

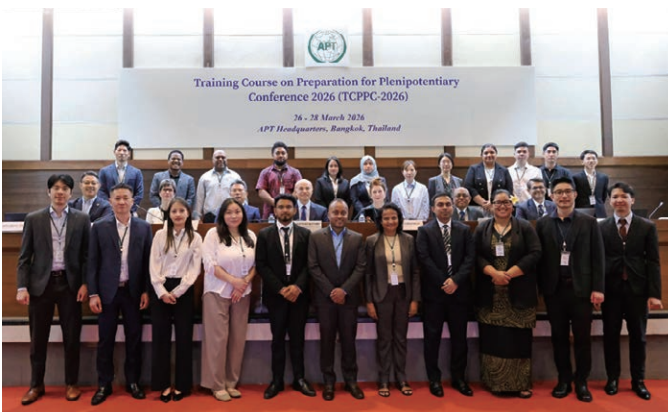
APT PP26-2では、決議140 (WSIS (情報社会世界サミット) の成果等に関する事項) 及び決議182 (ICTと気候変動・環境保護) への修正提案が提出されたが、いずれもインド、韓国、日本、オーストラリアをはじめとする複数

の加盟国から意見が寄せられ、次回会合に向けて合意可能な修正案を取りまとめるよう求められた。また、ベトナムから決議196 (通信サービス利用者保護)、決議203 (ブロードバンド接続) 及び決議214 (AIに関する事項) に関する修正提案が、インドネシアから決議2 (WTPF (世界電気通信・情報通信技術政策フォーラム)) の修正提案がそれぞれ提出されたが、いずれも次回会合への持ち越しとなった。なかでも決議214については、その重要性に鑑み、第3回会合における対面での審議が推奨された。

APT PP26-3では、計21件の寄書が審議された。前回会合から持ち越しとなっていた決議182及び決議196については、それぞれ起草グループが設置された。このうち決議196については、暫定文書 (TMP-07) として取りまとめられ、次回会合において暫定APT共同提案として検討されることとなった。決議179 (子供のオンライン保護) についても、インド・マレーシア・韓国から提案が提出され、暫定文書 (TMP-06) として次回会合での暫定APT共同提案としての検討に付されることとなった。そのほか、決議130 (ICTにおける信頼とセキュリティの強化)、決議101 (IPベースネットワーク) 及び決議203 (ブロードバンドネットワークへの接続) など複数の決議についても審議が行われ、いずれも次回会合への継続審議が決定された。一方、中国からITU事務局による職務規程 (TOR) 改定に関する新たな決議案が提案されたが、コンセンサスには至らず、次回会合への継続審議も行わないこととなった。

3. トレーニングプログラム

APT PP26-3の開催に先立ち、2026年3月26日から28日にかけて、APT主催による「ITU全権委員会議対応力向上のための研修コース (TCPPC-2026)」が開催された。



■ 図2. トレーニングプログラム参加者及びAPT事務局提供のタイ文化を楽しむコーヒープレイク

本研修は、国際会議における議論・交渉・調整等の実践的プロセスを体験することを目的とした能力開発プログラムであり、任意拠出金を活用の上、日本とオーストラリアの共催により実施された。

18か国から計22名の研修生（うち日本から2名）が参加し、先進国、途上国及び島しょ途上国の3グループに分かれ、宇宙の持続可能性をテーマとして、実際の寄書をもとに実践的な議論が行われた。途上国からの参加者に対しては旅費及び滞在費が支給され、当該研修生はAPT PP26-3にも引き続き参加した。

4. 日本政府主催レセプションの開催

APT PP26-3の会期中である3月31日19時より、会議会



■ 図3. 日本主催レセプション

場内レストランにおいて、日本主催によるレセプションを開催した。次期APT事務局次長への立候補を表明している堀川交渉官をはじめ、近藤APT事務局長、桐山総務省国際戦略局次長及び梶原駐タイ経済公使からそれぞれご挨拶をいただいた。各国代表団から100名近い参加を得て、盛況であった。

5. 今後の予定

- APT PP26-4（マレーシア・クアラルンプール）：2026年6月15日～19日
- APT PP26-5（オーストラリア・ブリスベン）：2026年8月24日～28日
- PP-26（カタール・ドーハ）：2026年11月9日～27日
- APT総会（未定）：2026年12月14日～15日

PP-26に提出されるAPT共同提案は、2026年8月開催予定のAPT PP26-5後に、全加盟国への回章を経て確定する。APT事務局は、早期の合意形成が重要であることを強調し、地域間の協調を一層促進する方針を示している。

6. おわりに

本報告は、APT PP26-2及びAPT PP26-3における議論の概要と成果を整理したものである。今後の国際的な電気通信政策形成に向けた我が国の貢献と戦略的対応の一助となることを期待する。

ITUが注目しているホットトピックス

ITUのホームページでは、その時々ホットトピックスを“NEWS AND VIEWS”として掲載しています。まさに開催中の会合における合意事項、ITUが公開しているICT関連ツールキットの紹介等、旬なテーマを知ることができます。ぜひご覧ください。

<https://www.itu.int/en/Pages/default.aspx>

ITUAJより

お知らせ～ ITU関連新規出版物発行～

国際航海を行う船舶局の備え付け書類については、国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則に定められ、日本では、電波法第60条において規定されています。

具体的な備え付けを要する書類は、電波法施行規則第38条で規定されています。

船舶局のITU関連出版物については以下の3種があり、その中の、「船舶局局名録及び海上移動業務識別の割当表」(Ship Stations)の最新版が発行されました。最新版が必要になりますので、ぜひお求めください。

- 船舶局局名録及び海上移動業務識別の割当表 (Ship Stations) 最新版：2026年版 (次回発行予定：2027年4月) ←NEW！
- 海岸局及び特別業務局局名録 (Coast Stations) 最新版：2025年版 (次回発行予定：2027年第4四半期)
- 海上移動業務及び海上移動衛星業務で使用する便覧 (Maritime Manual) 最新版：2024年版

販売価格は、本体価格に、ジュネーブからの取寄せに伴うITU対応手数料、消費税、国内発送手数料が加算されます。

出版物詳細・お申し込み

https://ituaj.jp/?page_id=187/#kaijou

https://ituaj.jp/?page_id=803

ITUジャーナル読者アンケート

アンケートはこちら https://www.ituaj.jp/?page_id=793

編集委員

- 委員長 亀山 渉 早稲田大学
- 委員 鈴木 勝裕 総務省 国際戦略局
- 西野 寿律 総務省 国際戦略局
 - 青野 海豊 総務省 総合通信基盤局
 - 山崎 浩史 国立研究開発法人情報通信研究機構
 - 井上 朋子 NTT株式会社
 - 中山 智美 KDDI株式会社
 - 大山 真澄 ソフトバンク株式会社
 - 薮 拓也 日本放送協会
 - 大津 伊作 通信電線線材協会
 - 笛田 航一 1FINITY株式会社
 - 上田健二郎 ソニーグループ株式会社
 - 神保 光子 日本電気株式会社
 - 中平 佳裕 沖電気工業株式会社
 - 鈴木 康弘 一般社団法人情報通信技術委員会
 - 三木 啓嗣 一般社団法人電波産業会
 - 山崎 信 一般社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター
- 顧問 相田 仁 東京大学
- 新 博行 株式会社NTTドコモ
 - 田中 良明 早稲田大学

編集委員より

共通点と相違点



日本放送協会

しとみ たくや
部 拓也

ITU会合に参加する中で、各国間の意見の隔たりに直面する機会は少なくありません。それぞれの国の文化、習慣の違いについて、相互理解の重要性を改めて感じています。本稿では、そうした気付きのご参考に、私が滞在研究したことのあるスペイン・バレンシアについてご紹介したいと思います。

バレンシアは地中海に面したスペイン第3の都市で、温暖な気候と豊かな食文化に恵まれ、日本人にとって住みやすい都市として評価されています。一見すると伝統的な観光都市の印象を受けますが、近年は5Gや6Gに向けた研究開発が盛んで、産官学で連携した取組みが進められているイノベーション都市となっています。

食文化の面では、バレンシアはパエリア発祥の地としても知られていますが、稲作が行われており、米料理が日常的に食されています。日本人にとっても親しみやすい食文化と感じました。言語面では、地域公用語であるバレンシア語と、スペイン語が広く使用されています。例えば、公共施設のトイレの表記一つをとっても、Serveis, Lavabo, Aseos, Bañoなど様々な表記が混在し、戸惑いを覚えました。

年中行事としては、12月25日のサンタクロースに加えて、1月6日に三賢者がプレゼントを持ってくるという習慣や、年越しの際に12回の鐘の音に合わせてブドウを12粒食べるなど、日本と近いようで異なる風習もあります。生活リズムも特徴的で、1日5食が一般的です。夕食は21時ごろから始まることが多く、食事会などもそれに合わせて遅い時間にスタートします。さらに、送別会においては、送り出される側が主催者となり、ときにはプレゼントを用意し、周囲への感謝を伝える場として開催される点にも文化の違いを感じました。

このように、日本と共通している点もあれば、異なる点も多く存在します。そうした違いの一つひとつの背後には、各国で培われてきた文化や習慣があることを、現地での生活を通じて実感しました。ITUの場において、各国の意見が容易に一致しないことも、ある意味では当然のことなのかもしれません。だからこそ、相手の立場や背景に思いを巡らせる姿勢が、国際的な合意形成において重要であるように思います。

ITUジャーナル

Vol.56 No.7 2026年7月1日発行/毎月1回1日発行

発行人 吉田 博史

一般財団法人日本ITU協会

〒160-0022 東京都新宿区新宿1-17-11

BN御苑ビル5階

TEL.03-5357-7610(代) FAX.03-3356-8170

編集人 宮下英一、石田直子、加藤慶子

編集協力 岩城印刷株式会社

©著作権所有 一般財団法人日本ITU協会



The ITU Association of JAPAN

一般財団法人 日本ITU協会